



たとのことでござります。この御経験が、生涯を懸けて理想の医療・福祉を追い求めた先生の言わば出発点になつたものと思われます。

折しも昭和四十六年、母校の千葉大学に脳神経外科教室が開設されたことから、先生は三十代半ばにして再び大学に戻られ、三年間脳外科を学ばれた後、元の病院の脳外科部長に迎えられ、全力で患者の救命に当たられました。

昭和五十四年には、自らの理想とする医療の実践を目指して、茨城県真壁郡協和町に病院を開設、また、頭部損傷の結果身体に障害が残った方々のための身体障害者療護施設及び重度身体障害者授産施設、さらに、茨城県下で最初の老人保健施設を設置し、自ら理事長となって患者や入所者の方々のために奔走され、地域医療・福祉の発展に正に昼夜を分かたず取り組んでこられたのでござります。

の高齢者医療・福祉政策が大きく動き出す中で、  
先生は、地域住民が本当に望む医療・福祉の実現の  
ためには、医療現場での経験を生かしつつ自ら政  
策を提言し実行していくことが必要だと痛感され、平成三年、茨城県議会議員となられ、さら  
に、平成十一年の参議院議員通常選挙で茨城県選挙  
区において当選され、活躍の場を国会に移された  
のであります。

本院においては、国民福祉、厚生労働、予算、決算、国民生活・経済等の各委員会、調査会に所属され、社会保障制度について高い識見に裏打ちされた様々な御提言をなされたことは記憶に新しいところでございます。

また、平成十二年九月から一年余の間、法務省議員会理事として、少年法改正案等の重要な法案の審議に携わられ、その温厚篤実なお人柄をもって困難な与野党間の調整に誠心誠意尽力されました。平成十三年九月から本年十月四日までは、厚生労働大臣政務官という重責を担われ、リウマチ制

自由民主党においては、政務調査会障害者特別委員会副委員長、参議院国会対策委員会副委員長等の要職を歴任され、政策立案や国会運営等の重要な党務に当たられました。

先生は、議員国際交流の活発化にも大変熱心に取り組んでおられました。特に、平成十三年九月にタイのバンコクで開催されたAIPQ、アイポーと呼ばれるASEAN議員機構の総会に本院の公式派遣団の団長として出席された際は、我が国議会とASEAN議員機関とのきずなを一層深めることを目的に、エヴァン・バン・アン・ベトナム国会議長と一緒に活動を行いました。

あつた本院議長招待によるA I P O代表団の訪日が実現したのであります。そして、この訪日を契機として、去る七月、多くの議員の方々の御賛同を得て参議院A I P O対話推進議員連盟が設立されたことは、皆様御承知のことおりであります。先生はこの議員連盟の事務局長に就任され、ASEAN各国議員との交流を一層深めることに貢献したいとの抱負を持っておられました。

また、先生は、曰うから政策の勉強に極めて

熱心で、多忙な公務の中で自ら定期的な政策研究会を主宰しておられました。そこでは、医療、福祉の第一線の実務家の方々と厚生労働省関係者や学者との間で大変熱心な意見交換が行われ、そのやり取りから、謙虚にかつ真摯に学ぼうとしておられた先生のお姿が印象的であったと語られています。

そして、先生は、自らの政策の集大成として、地元茨城県に、「健康で生き甲斐が持てる「福祉の郷」構想を打ち出しておられました。その構想は先生のホームページで拝見することができますが、医療、介護を軸とした地域活性化から福祉の人材づくり、さらには年金制度の抜本的な見直し

まで、そのスケールの大きさと夢のあるビジョンには誠に目をみはるものがあり、今更ながらに先生の抱かれた理想と信念に心からの感銘を覚えた次第でございます。

このよう、先生は数々の御業績を残しておられます、その手掛けられた仕事は広範多岐にわたり、なお道半ばといった感がございます。政治家として正にこれからというときに急逝されたという思いを強くいたします。お亡くなりになるわずか五日前の十月十二日にも、水戸市内で国政報告会を行い、一千名近い県民の前でライフワークである社会保障改革について熱く語られたとのことであり、先生の御心中は察するに余りあるものとがござります。

て、社会保障制度の抜本的な改革は国政の最重要課題であり、今こそ党派を超えて英知を結集すべきときだと言わねばなりません。

こうした中、今井澄先生に統いて久野先生といふ、医療、福祉の現場を熟知されるとともに、社会保障全般にわたる豊かな発想と見識を持った政治家を失ったことは、御遺族の悲しみはもとより、本院のためにも、また国家にとっても大きな損失であり、誠に痛恨の極みでございます。

ここに、謹んで、在りし日の久野恒一先生のお人柄と御功績をしのび、院を代表して、心から御冥福をお祈り申し上げ、哀悼の言葉をいたしました。

○議長（倉田寛之君）この際、日程に追加して、  
独立行政法人国民生活センター法案、独立行政  
法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特  
別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、  
独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する  
法律案、地方公務員災害補償法の一部を改正する

上等に関する法律の一部を改正する法律案及び海  
洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を  
改正する法律案 以上四十六案について提出者の  
趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ござい  
ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。  
石原国務大臣。

〔国務大臣石原伸晃君登壇、拍手〕

○国務大臣(石原伸晃君) ただいま議題となりま  
した独立行政法人国民生活センター法案など三十  
九件の独立行政法人個別法案等及び地方公務員災  
害補償法の一部を改正する法律案など七件の特殊  
法人等の民営化等に関する法律案 すなわち特殊  
法人等改革関連四十六法律案について、その趣旨  
を御説明申し上げます。

特殊法人等改革につきましては、百五十一回通  
常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改  
革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進  
本部において推進しているところであります。が、  
同基本法にのつとり、同本部では昨年十二月に特  
殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣  
より国会に御報告を申し上げたところでございま  
す。

この特殊法人等整理合理化計画においては、特  
殊法人等の廃止・民営化等を定めておりますが、  
今般、この計画の実施の一環として、四十一の特  
殊法人等に關し、法人を解散し、又はその事業を  
徹底して見直した上で残る事業を三十八の独立行  
政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民  
営化等を行うこととし、このため、新たに設立す  
る独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関  
係法律の整備を行う必要があります。

以上が特殊法人等改革関連四十六法律案を提  
案し上げます。

次に、法律案の内容の概要について順次御説明  
申し上げます。

初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等に  
ついてあります。

これらは、すなわち、独立行政法人国民生活セ  
ンター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会  
法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一  
部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究  
所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際  
協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、  
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する  
法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日  
本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本ス  
ポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術  
文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機  
構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行  
政法人人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空  
研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉  
機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立  
行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政  
法人人理化研究・施設のぞみの園法案、独立行政  
法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法  
案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律  
案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立  
行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行  
政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政  
人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年  
金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法  
案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改  
正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独  
立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正  
する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法  
案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正す  
る法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術  
総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機  
械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行  
政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人  
鉄道建設・運輸施設整備機構法案、独立行政法人  
法人国際観光振興機構法案、独立行政法人自動車事  
故対策機構法案、独立行政法人水資源保険診療報  
酬支払基金法の一部を改正する法律案、社会  
保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律  
案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律

案、公用飛行場周辺における航空機騒音による  
障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律  
案及び東京地下鉄株式会社法案であり、七つの特  
殊法人等に關し、地方公共団体が主体となつて運  
営する法人又は民間法人等とするため、政府から  
ついて所要の改正等を行つものであります。

なお、これらの法律案においては、その施行期  
日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散  
及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民  
営化等の期日を平成十五年十月一日と定めており  
ます。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基  
金の解散等については、関係する独立行政法人個  
別法案とは別に提案しております中小企業総合事  
業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法  
律案において定めています。

第一に、四十二の特殊法人等に關し、法人を解散  
散するとともに、その設立根拠法を廃止し、又は  
その事業について徹底した見直しを行つた上で残  
る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び  
個別法案の定めるところにより、三十八の独立行  
政法人に關し、次のような事項を定めるものであ  
ります。

までの自民党の族議員が支配してきた戦後政治の行き詰まり、政官業の癡着による弊害、そしてこれらによる限界がいよいよはっきりしてから十年間の無為無策、これらの結果としての厳しい現実に対し、やむにやまれず、しかも実のない状況対応を勇ましい掛け声とともに繰り返してしまったことがあります。

これは特殊法人改革の実態にそのまま当てはまります。総理は、同じく所信表明演説で、特殊法人改革を着実に進めていくと述べています。昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画が策定され、から約一年がたちました。この間、石油公団の廃止、道路関係四公団民営化推進委員会の設置等、様々な施策が実行され、今回また四十六の法案が審議されています。法案の数だけを見れば、改革は進んでいるという印象を与えます。しかし、道路関係公団や政府系金融機関など、大物の改革についてはいまだに確たる成果は上がっています。

特殊法人改革は、小泉総理の聖域なき構造改革全体の中でどのような位置付けになっているのか、そしてこの一年で特殊法人等改革がどこまで進んだと考えているか、総理にお尋ねいたしました。思えば、特殊法人等の抜本的改革は小泉内閣最大の目玉の一つでありました。総理は、例のごとく髪を振り乱して原則廃止、民営化を叫び、政府は徹底した事務事業の見直し、業務の効率化ための検討を進めたはずでした。

それなのに、今、私たちの手元にあるこれら四十六本の法案は何なのか。組織形態について独立行政法人へと看板を掛け替えたものが三十八法人と八割近く、廃止・統合が五つ、民営化はわずかに七つという状況です。各府省がそれぞれの権限を残すべく、改革逃れの駆け込み寺として争っていません。そもそも、この惨憺たる政府案の基礎となっている特殊法人等整理合理化計画自体

が、総理の当初の絶叫からはほど遠い極めて不十分な中身だったことも指摘しなくてはなりません。

改めて伺います。総理はこの四十六本の法案を百点満点で何点だと評価しているのでしょうか。総理お得意の努力点ではなく、実績点でお答えいただきたいたいと思います。お答えによって、総理がこれまでほえ、居直ってきた中身がどの程度のものだったのか、その質の高さ、低さが問われます。率直な御答弁を願います。

特殊法人改革の重要な背景に天下り批判があることは言うまでもありません。衆議院での質疑においても、天下り問題について、同僚議員による活発な追及が行われました。

一九九七年十二月二十六日の閣議決定で、特殊法人の役員について、主管官庁からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとどめるものとする、また、民間人の起用を促進するとしていますが、この閣議決定は今後独立行政法人にも適用されるのでしょうか。最低限、何らかの努力目標を設定すべきと考えるのが当然ですが、石原行革担当大臣のお考えをお聞かせください。

天下り問題は、公務員制度改革とセットで取り組まなくてはならないことは言うまでもありません。そこで伺います。さきの公務員制度改革大綱によつて、今まで人事院が行っていたチェックを各府省大臣に任せてしまつた点について、石原行革担当大臣は、これまでよりも厳しく天下りを是正する体制になつたという認識を示していますが、およそ見当違いです。当事者に任せてしまつて、これまでよりも厳しくなるとなぜ言えるのか。石原大臣に、精神論ではなく具体的にお答えいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

独立行政法人化によってメリットが發揮されるトローバー、それは当然、単なる組織の枠組みの変更によって發揮されるのではなく、正にその運営の在り方が変わることによるところが大きいはずです。そうであれば、当然これまでの特殊法人の運営に求められる人材と独立行政法人の運営に求められる人材には違いがあるはずです。

例えば、特殊法人時代よりも効率的運営に主眼が置かれるにすれば、企業経営的な手腕を持つ人材が必要になるはずです。総理、この認識は間違いでしまうか。正しいとすれば、当然、民間出身の役員、特に理事長が出てこなくては話が通りません。新しい独立行政法人を見渡して、特殊法人時代とは役員の出身比率が異なつてきて、当然、むしろそれなければ十分に改革の趣旨が生かされないと考えますが、いかがでしょうか。

先行して発足している五十七の独立行政法人について、民主党が衆議院調査局を通して行った予備的調査で明らかになつた数字を見ていただきたい。

旧組織の役員ボストの総数が九十であったのに對して新組織の常勤役員の総数は百七十一。何と倍に近い数字になつていますが、特に、百四十五人の理事長、常勤理事のうち、實に百四十人、すなわち九十七%までが官僚出身者で占められています。これを総理と行革担当大臣は是としているのか非としているのか、それぞれの認識を伺います。

衆議院での質疑において総理は、法人の長について、公募によって広く人材を集め、民間人の積極的な登用を図るべきとの考え方前に前向きの姿勢を見せました。その実行を今ここで約束すべきだと思います。そのため、これまでよりも厳しくなるのか。石原大臣に、精神論ではなく具体的にお答えいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

役員の給与の問題にも関心が集まっています。広く人材を集めるために人件費を惜しまないことは大切です。けれども、先行した五十七の独立行政法人の中には余りにも常識外れなケースが見られます。産業総合技術研究所理事長の二千六百五

十万円を筆頭に、年収が二千万円を超す団体が十もあったことは、衆議院で我が党が既に指摘しました。役員の報酬等について規定している通則法第五十二条、五十三条の意味するところです。そうであれば、当然これまでの特殊法人の運営に求められる人材と独立行政法人の運営に求められる人材には違いがあるはずです。

れば、現状とは違った水準が出てくるはずだと考えますが、総理違いますか。国が運営費を負担していること、納税者として国民の関心が非常に高いことを踏まえ、給与水準を不斷に見直すことが必要です。総理の見解を求めます。

独立行政法人化に伴つて、従来の行政監察の対象から外れることになつています。各独立行政法人の監事及び会計監査人による監査、主務官庁と総務省の評価委員会による評価、国民による監視を可能にする情報公開の重要性は極めて高く、独立行政法人制度の正当性そのものにもかかわります。

まず、法人自らの監査について伺います。

現在、特殊法人の監査報告書を見ると、その質、量のばらつきは極めて大きなものになつています。私が見た中でも、ほんの二、三ページで済ませているものから数十ページにわたる比較的詳細なものまで様々です。監査の視点、詳細さ、厳正さの点から、一定の水準が担保され、また法人間で比較可能なものにするべきです。国が運営経費を負担していること等を踏まえ、監査の在り方について何らかのガイドラインを設けることが必要と考えますか。いかがでしょうか。また、監査水準の均質化はどう取り組んでおられるのか、そのスケジュールを含め、片山総務大臣の見解を伺います。

各府省と総務省の評価委員会が行う評価についても、最低水準を示すガイドラインが必要です。

のか厳しくチェックすることが必要です。

さらに、評価委員会の人選が決定的に重要なことです。

ここで再び先行五十七法人についての予備的調査の結果を引けば、ほとんどの官庁について、その官庁の審議会などの委員を兼任している評価委員の方方が、割合が半分近く、若しくはそれ以上となっています。曰こるからお付き合いのある方大多数に評価委員を委嘱したのでは評価の正当性に疑問を持たれます。改革の趣旨が徹底され、国民の関心、利害を反映できる人選が行われるよう、総理は各大臣に明確な御指示をいただきた

い。ガイドラインの必要性、人選についての考え方について、総理の答弁を求めてます。

評価結果については情報公開が行われることになつておりますが、公開された情報に対する国民等の反応をフィードバックするシステムも必要と考えます。パブリックコメントの活用などが考えられます、が、総理の見解を伺います。

また、各大臣も、評価委員会の評価を受けて、必要に応じて業務改善命令や長の罷免などの措置も機動的に活用する姿勢が必要と考えますが、具体的にはどのようなシステムを考えているか、総務大臣の答弁を求めます。

さらに、独立行政法人の役割は行政の執行です。各府省、総務省による評価と、それに基づく措置、その結果については国会への報告事項とすべきと考えますが、総理の認識はいかがでしようか。

今回の法案が成立すれば、新たに三十八の独立行政法人が設置され、評価委員会の負担は飛躍的に大きくなります。そもそも有識者の集合体で常設の事務局を持たない現在の評価委員会制度では、制度の趣旨を生かす適切な評価を行って上できません。評価委員会の在り方について議論が必要と考えますが、総務大臣、いかがでしようか。

評価のすべての段階において市民の視点が生かされ、独立行政法人の業務等の内容によって当事者などの参画が図られることが必要であることを併せて指摘いたします。

有効な中間評価、事後評価のためにも事前の明確な目標設定は必要があり、その点からも、主務大臣が設定する中期目標、各独立行政法人が設定する中期計画が具体的で明確なものになることが重要です。

中期目標、中期計画には、更に政府が全体として取り組むべき施策をそれぞれの独立行政法人で具体化するための事項を盛り込むべきだと考えます、が、総務大臣、いかがでしようか。例えば、男女共同参画の推進、循環型社会の形成、障害者の社会参画の促進など、政府の建前として重要なテーマとして掲げながら、現場での取組に必ずしも十分に反映されているとは言えないテーマをどのように具体的なレベルで実現するか、中期目標、中期計画に書き込むべきだと考えます。総務大臣の見解を求めてます。

特殊法人等の事業、運営の内容については透明性の確保が不可欠です。法人自ら情報提供を積極的に行って、国民の監視の下に置くとともに、主務官庁としても、情報公開に最大限協力することが求められます。

会計検査院が今月末に公表を予定している会計検査の中でも、農林水産省系、旧文部省系の先行した二十九法人すべてが情報公開の対象となる財務書類への計上漏れをしていましたことが明らかになつたと報道されている問題は重視すべきです。今後も移行に当たっては、財務書類への計上漏れなどが起つらないようにしなくてはなりません。

大島農林水産大臣、遠山文部科学大臣の認識を伺うとともに、他のすべての特殊法人についても、総点検が必要ですので、総務大臣の見解を伺います。

今回提出されている法律が成立すれば、新たに三十八の独立行政法人が発足します。行政のスリ

ム化、アウトソーシングの活用、公務員の定数削減などが進めば、独立行政法人の増加が予想されます。しかしながら、独立行政法人が増え続け、肥大化する結果となれば、従来の特殊法人の二の舞となってしまいます。特殊法人改革の次は独立行政法人改革だというのでは笑えない笑い話になります。

独立行政法人についても、社会情勢の変化に応じて民営化あるいは廃止するべきであり、聖域を設けるべきではありません。現在、評価の仕組みは一応あります、が、スクラップの仕組みがありますが、総務大臣、いかがでしようか。例えば、男女共同参画の推進、循環型社会の形成、障害者の社会参画の促進など、政府の建前として重要なテーマとして掲げながら、現場での取組に必ずしも十分に反映されているとは言えないテーマをどのように具体的なレベルで実現するか、中期目標、中期計画に書き込むべきだと考えます。総務大臣の見解を求めてます。

独立行政法人制度においては、法人の裁量度の高さが制度の根幹です。

国との関与について、通則法上は大臣の関与が限定的になっていますが、国の個別関与規定を定めているものもあり、さらに、明文化されていない国との関与も心配されています。

これまで比較的機動的に運用されてきた制度について、法案準備の過程で各府省が繩張りを主張した結果、府省による関与が強化された例もあります。衆議院で議論された一例を挙げれば、国際協力機構によるいわゆるNPO支援事業です。外務大臣の認可、そのほかの関係行政機関との協議を必要としたことについて、これは、同機構の自律性を損なうばかりか、NPO等との機動的な連携を妨げるものであり、慎重な検討が必要と考えます。

また、公益法人改革の議論が進もうとしていますが、新しい制度を作るならば、それは行政の裁量を極力排除し、法人の自治を尊重するなど、NPO制度の精神を生かした制度とならなくてはならないと考えます。この点について、総理及び行政担当大臣の見解を求めてます。

総理が聖城なき構造改革を叫びながら、特殊法人改革を含めた諸改革が次々に骨抜きにされてしまうことは、日本は改革のできない国だという世界と市場の不信を呼んでいます。一方で、国民不在の改革の在り方は国民の間に将来不安を広げています。

特殊法人改革、行政の構造改革に当たっては、民でできることは民に、地方でできるものは地方にという原則に忠実にのっとって、公正に毅然とした態度で臨む。一方、政府や公的機関が担うべき新しい役割があれば、必要に応じて大胆かつ規

への対応をだれがどういう形で担うべきなのかという問題に行き着きます。

いつまでも政府がすべてを抱え込める時代は終わっています。こういう時代には、行政のスマリム化や地方自治体への権限の移譲ばかりではなく、民間非営利の活動を促進し、多様な担い手を育成しなくてはなりません。

折しも、昨日から、財政金融委員会で野党四党が共同提案したNPO支援税制法案の質疑が始まっています。これは認定要件の大綱緩和などを内容としたものです。今回、八つの府省もNPO税制の改正要望を出しています。内閣委員会では、竹中経済財政担当大臣が、NPO支援税制は改善、改良の段階に入ったという答弁をされました。二十一世紀日本社会のかぎの一つとして、民間非営利の活動を促進するんだという政府の決意が伝わるNPO支援税制の本格的な充実が必要と考えますが、総理及び財務大臣の答弁を求めてます。

また、公益法人改革の議論が進もうとしていますが、新しい制度を作るならば、それは行政の裁量を極力排除し、法人の自治を尊重するなど、NPO制度の精神を生かした制度とならなくてはならないと考えます。この点について、総理及び行政担当大臣の見解を求めてます。

総理が聖城なき構造改革を叫びながら、特殊法人改革を含めた諸改革が次々に骨抜きにされてしまうことは、日本は改革のできない国だという世界と市場の不信を呼んでいます。一方で、国民不在の改革の在り方は国民の間に将来不安を広げています。

特殊法人改革、行政の構造改革に当たっては、民でできることは民に、地方でできるものは地方にという原則に忠実にのっとって、公正に毅然とした態度で臨む。一方、政府や公的機関が担うべき新しい役割があれば、必要に応じて大胆かつ規

律を持って人も金もつき込む。今、求められているのはそうしためり張りです。間違つても、今回のような骨抜きと焼け太りをこれ以上繰り返して許す余裕は今の日本社会にはありません。実行を通して、日本も決断をする国家になつた、日本は未来に向かつて責任ある歩みを踏み出した、そういうメッセージを市民、世界、市場に對して発信してほしい。そのことで信頼と安心を取り戻すことを政府に求め、また、民主党自身そのような姿勢で国政に当たつていくことを改めて明らかにして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 岡崎議員にお答えいたします。

我が国社会の将来ビジョンについてございまが、私は、就任以来、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にという基本的な考え方の下、あらゆる分野における構造改革に取り組んでいるところであります。

こうした構造改革が目指すのは、自律と自助の下に、国民一人一人や企業、地域が持っている大きな潜在力を自由に發揮できる二十一世紀の我が国にふさわしい経済活力ある民間と個性ある地方が中心となつた経済社会の実現であります。そのためには、特殊法人など肥大化した公的部門の縮小に取り組み、国民の負担に値する簡素で効率的な質の高い政府を実現していくことが不可欠であると考えております。

特殊法人改革の位置付けと進捗状況、今回の法案の評価などについての御質問であります。今回の特殊法人改革は、肥大化した公的部門を抜本的に縮小し、簡素、効率的、透明な政府を実現するために不可欠の改革だと思います。

昨年末に閣議決定した特殊法人等整理合理化計画では、すべての特殊法人の事業をゼロベースから見直し、その上で組織形態についても抜本的に見直しを行つたものであり、道路四公団の民営化

や住宅金融公庫、石油公団の廃止等、相当踏み込んだ改革の内容となつております。これを踏まえ、計画具体化の第一弾として、既に石油公団や簡易保険福祉事業団の廃止法などの具体的措置を講じたところであります。

さらに、今回提出された四十六法案は、各法人の事業を徹底的に見直し、民営化できるものは民営化、公的部門の仕事として残るものは独立行政法人化するという、言わば計画具体化の第二弾であり、これにより特殊法人改革は更に大きく進展するものと考えます。政府としては、当然評価しているだけの法案を提出していると自負しております。

引き続き、政府関係金融機関の見直しや道路四公団の民営化など残る課題についても、手綱を緩めることなく、整理合理化計画の具体化を着実に進めてまいります。

点数は何点かということではありますが、点数は人が付けるべきものだと思っております。

天下りについてお尋ねがありました。

天下りの問題につきましては、昨年末に閣議決定した公務員制度改革大綱において、内閣が再就職の承認基準を策定するとともに、各大臣が行う承認について運用の総合調整を行うことを決定しましたところであります。

各大臣ではなく内閣が一括管理することを検討する必要があるとの御指摘もありますが、現在、大綱の具体化に向けて検討を進めているところです。

また、新たな独立行政法人の役員の報酬についても、去る十月十八日の特殊法人等改革推進本部において、厳に適正な水準とするとともに、国家公務員及び他の独立行政法人と比較できる形で分かりやすく公表することを決定したところであります。

独立行政法人の役員報酬については、これらの措置を通じて適正に決定すべきものと考えております。

独立行政法人の評価に関するお尋ねですが、国

の事前関与を制限し、法人の自主性、自律性を發揮させる独立行政法人制度では、事後の評価を信頼性、実効性あるものとすることが不可欠であります。このため、これまで各府省や評価委員会への幅広い人材の登用、法人がアンケート等で把握した利用者の声の反映、評価結果等のインターネット等による積極的公表等が行われているところであります。

このため、法人の長、役員の人選について、衆議院の質疑でも申し上げましたとおり、人選方法のいかんを問わず、適材適所の観点から、役所の世界だけでなく、広くいろいろな分野から任命権

者が適材を起用していくことが重要なことと考えております。

現行の独立行政法人の役員に関する御指摘については、そのほとんどが国の機関の一部を法人として独立させたものであるため、自律的な運営を行つていく上で最小限の陣容を整える必要があつたこと、また、事務事業の運営に高度な知識及び経験を有する人材を充てる必要があつたことによると承知しております。今般、新たに設立することとしている独立行政法人と同列に論ずることは適当ではないと考えております。

独立行政法人の役員報酬についてのお尋ねであります。

独立行政法人通則法上、役員の報酬は、法人及び役員の業績を考慮して決定し、役員報酬の支給基準及び支給額が公表されることとなつております。

独立行政法人の役員報酬について評価されることとなつております。

独立行政法人の役員報酬は、法人及び役員の業績を考慮して決定し、役員報酬の支給基準及び支給額が公表されることとなつております。

独立行政法人の役員報酬について評価されることとなつております。

点、改善点等がある場合には、総務省の評価委員会が意見を述べることとされております。

このようない現行の仕組みにより、評価の信頼性、実効性を確保することが可能であると考えておりますが、これらの運用状況を見ながら、今後、より充実した評価が行われ、国民の期待にこたえていくことができるよう努めていく必要があると考えます。

独立行政法人制度においては、当然国会で審議いただく事項であり、広く一般に公表される評価結果などと併せ、国会においても個々の法人の業務の在り方などについては幅広い観点から審議いただくことが重要と考えております。

独立行政法人の役員報酬についてお尋ねであります。

独立行政法人の役員報酬について評価されることとなつております。

NPO支援税制についてですが、NPO法人の活動を始めとする民間非営利活動を促進していくことは重要であります。NPO支援税制については、新たな公益活動の担い手としてのNPO法人の円滑な活動に資するよう、NPO法人の実体等を踏まえ、十五年度税制改正の中で検討してまいります。

公益法人制度改革についてですが、本改革については、民間非営利活動を社会経済システムの中で積極的位置付け、公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、本年度中を目途に公益法人制度等改革大綱を策定すべく、現在、鋭意検討を進めているところであります。その際には、法人に対する行政の関与を極力少なくし、その自律的運営を確保するとともに、市民が行う自由な社会貢献活動としての非営利活動の健全な発展を促進するというNPO法の精神を尊重していく必要があると考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○国務大臣石原伸晃君登壇、拍手) 岡崎議員にお答え申し上げます。

新しくでける独立行政法人の役員への民間人の起用について御指摘がございました。

独立行政法人の長は主務大臣が、その他の役員は法人の長が、それ任命することとされています。独立行政法人の役員の人選については、任命権者が適材適所の観点から、役所の世界だけではなく、広くいろいろな分野から法人の役員としてふさわしい人材を求めていくべきものであり、その業績を評価委員会で厳正にチェックして、低業績の場合には解任するなど、業績を人事的に確に反映させていくことが重要だと考えております。

なお、民間人の起用について努力目標を設定す

ることは、法人の役員としてふさわしい人材を適所の観点から広く求めていくという考え方、法人の長が理事を任命するという制度に必ずしも合致しないと考えておりますが、各法人が民間人を幅広く登用する観点からそのような努力目標を設定することは一つの考え方だと思っております。

天下りについてのお尋ねがございました。

いわゆる天下りに対応するため、今回の公務員制度改革では、営利企業への再就職について国民に対する責任の所在を明確にするため、内閣が承認基準を定め、内閣の総合調整の下に各府省大臣が責任を持って承認することとしています。

また、人事院が承認基準についての意見の申出や承認事務の実施状況について改善勧告を行う、新たに再就職後の行為規制を設け、行為違反に対する罰則等の制裁措置の導入を図る、大臣は承認した案件について詳細に公表するなど、二重、三重の仕組みを取ることとしています。

また、天下り問題に対する国民の皆様方の強い批判にこたえていくためには、内閣が定める承認基準をこれまで以上に厳格かつ明確なものにすることが強く求められていると思っています。

続きまして、既存の独立行政法人の役員数が増加し、そのほとんどが官僚出身者で占められていますとの御指摘がございました。

既存の五十七独立行政法人の役員数については、国の機関だったときの指定職の数と比較すれば増加しており、また、その多くが国家公務員出身者であることは御指摘のとおりでございます。

(拍手)

○国務大臣片山虎之助君登壇、拍手)

質問がございました。順次お答え申し上げます。

まず最初は、監査の基準についてのお尋ねでございますが、今回の独立行政法人の仕組みは事後チェックということが大変重要なになっておりました。そういう意味から、監査に当たる監事につき

して充てる観点から、公務員経験者が多く任命されたものと承知をしております。

一方、今回の独立行政法人化する法人の役員数は、現行の特殊法人等と比べ、法律定数でおよそ

四割、常勤役員数でもおよそ四分の一を削減するなど、真に必要と考えられる人数まで絞り込んでおり、また適材適所の観点から、民間登用も含め

任命されるべきものであると考えております。

最後の質問でございますが、公益法人改革を進めていくに当たり、行政の裁量の排除、法人自治の尊重など、NPO制度の精神を生かすべきであるとの御質問だったと思います。

公益法人やNPO法人等の民間非営利法人の役割は、今後、我が国社会においてますます重要ななるものと考えております。

公益法人制度については、明治一十九年の民法制定以来百年にわたり制度の抜本的改革が行われてこなったため、その運営、指導監督、ガバナンスなどの在り方についてしばしば批判が見受けられ、現在、NPO法等の関連制度を含めた公益

法人制度の抜本的改革に向けて検討を進めているところでございます。

その中で、指摘されている諸問題に適切に対処し、民間非営利活動を現在の社会経済システムの中で積極的位置付けるとともに、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進するというNPO法の精神を尊重していくことが重要であると考えております。

そこで、指摘されている問題に適切に対処するためには、内閣が定める承認基準をこれまで以上に厳格かつ明確なものにする

ことが強く求められていると思つていています。

また、天下り問題に対する国民の皆様方の強い批判にこたえていくためには、内閣が定める承認基準をこれまで以上に厳格かつ明確なものにする

ことが強く求められていると思つていています。

また、天下り問題に対する国民の皆様方の強い批判にこたえていくためには、内閣が定める承認基準をこれまで以上に厳格かつ明確なものにする

ことが強く求められていると思つていています。

また、天下り問題に対する国民の皆様方の強い批判にこたえていくためには、内閣が定める承認基準をこれまで以上に厳格かつ明確なものにする

ことが強く求められていると思つていています。

ましては複数にしまして、一人は外部から必ず起用するように、一人以上ですね、そういうことにいたしておりますし、また小規模な法人を除きまして、民間の大会社並みの会計検査を義務付けております。

さらに、国の出資を受けている法人につきましては会計検査院の会計検査があると、こういう仕組みにいたしておるわけであります。会計監査に当たりましては、私どもの方で研究会を作りまして、独立行政法人会計基準と、こういうものを作っておりまして、これにのつとつてやってもらおうと。また、具体的な監査については、監査基準を日本公認会計士協会の協力を得て作っております。

において、その独立行政法人の業務、組織をどう扱うか、全般的な見直しができると、こういうことが仕組まれております。この仕組みを通じて評価委員会の評価結果が生きるよう努めたいと思っております。

第三点目は、評価委員会に常設の事務局がないではないかと、こういうことでございますが、法律による首長の命令によって、平成二十年八月一日からつ

省と各県の政令によつておして 評価委員会の事務は特に置かないと、こういうことを決めておりまして、およそその省庁では官房でそういうセクションを作つております。私どもの方では、行政評価広報課というのを作つております、そこが省全部のこの評価の窓口であり、取りまとめをやり庶務をやると、こういうことになつておりますが、中身につきましては各局の筆頭課がやっていく例が非常に多くございますが、常設の事務局を作るほどでもないわけですが、そこから、重点をそこに置いてやっていだだいこうと、こういうふうに思つております。

それから第四点に 中期目標や中期計画に 例え男女共同参画だと環境型社会の創出とか、そういうことを盛り込んだらどうかと、こういうことになりますが、独立行政法人は 個別法令で何ができるかを限定列举しております。したがいまして、今、岡崎議員が御指摘のような点がそれぞれの独立行政法人の業務内容 性格から見てふさわしいものならば、限定列举されておるわけではござりますので、そこでやつてもらうと、こういうことになりますし、今後とも必要なら主務大臣が判断してまた検討すると、こういうことになるのではないかと思つております。

それから、会計検査で計上漏れが指摘されたところが農林水産省と文部科学省にあると、こういう御指摘でございまして、透明性の確保を図れと、こういうことでござりますが、いろんなチェックの仕組みがあるからこういうのも分かる

んですね。そういう意味ではちゃんと機能している例だと私は考えておりますが、先ほども言いましたように、内部監査、外部監査、あるいは財務諸表の主務大臣の承認制度、そういう二重、三重のチェックの仕組みを今後とも生かしていくって適

正な運用を図つてまいりたいと、こうこうふうに思つております。

それから、社会情勢の変化に応じた独立行政法  
人の見直しについてどうかと。  
これにつきましては、総理からも答弁ございま  
したが、三年から五年の中期目標期間終了時に評  
価委員会の評価結果を見て主務大臣が判断する  
と。その場合には、例えば廃止・民営化、その他  
組織・業務全般についての検討を行うと、こうい  
うことになっておるわけでありまして、それぞれ  
評価結果によって適切な対応をすると。ただし、  
廃止・民営化をする場合には法律が必要でござ  
いまして、またその場合には国会の御審議に  
よって法律を決めていただくと、こういうことにな  
ります。

なると思いますので、よろしく御了解を賜りたい  
と思います。

○國務大臣(大島理森君) 岡崎議員の御質問にお  
答えを申し上げます。

農林水産省の先行して設立した独立行政法人の  
財務諸表の計上漏れについてのお尋ねですが、独

立行政法人の財務諸表におけるソフトウエア、電話加入権等の計上方法については、独立行政法人通則法に従い、各法人が会計監査人等の監査を受けたものであります。このたび会計検査院から計上すべき等との指摘を受けたものと承知しております。

農林水産省としては、各独立行政法人自らが、独立行政法人会計基準等に基づき、会計監査人等の監査の下、適切な会計処理を行い適正な財務諸

表の作成を行うよう、主務大臣としての財務諸表の承認等を通じ努力をしてまいる考え方でございます。(拍手)

省系の先行した法人の財務書類への計上漏れについてのお尋ねがございました。

本件のうち、承継物品の計上漏れにつきましては、既に該当法人の十三年度決算の財務書類に計上済みであります。

また、財務書類への計上漏れとされました会計システムのソフトウエアと電話加入権につきましては、各法人が会計監査人等と協議し、資産計上又は費用計上になじまないと判断した結果、財務諸表に計上しなかったものと承知しております。

我が省といたしましては、今後とも財務書類の承認等を通じ、各法人において独立行政法人会計基準等に基づき適切に会計処理がなされるよう努めます。

めでまいります。(拍手)  
〔國務大臣川口順子君登壇、拍手〕  
○國務大臣(川口順子君) 國際協力機構によるN

G.O.の支援事業についてのお尋ねがございまし  
た。

間の何らかの合意の下で行われる政府ベースの技術協力でございます。御指摘の事業につきまし

て、NGO等からの提案を積極的に受け止めて、そして国際協力機構が委託をして行う事業でございまして、これを政府ベースの技術協力として適切に実施をしていくために所要の規定を設けたものでございます。(拍手)

○國務大臣(塙川正十郎君) 私に対しましては、N.P.O支援税制についてのお話でございましたが、このことにつきましては先ほど小泉総理から

答弁ございまして、十五年度の税制改正の中で見直していくという、検討するということをおっしゃっていましたので、そのとおり実施いたしたいと思っております。(拍手)

○議長（倉田寛之君） 西山登紀子君。  
〔西山登紀子君登壇、拍手〕

西山登紀子君 私は 日本共産党を代表して  
ただいま議題となりました特殊法人等改革関連四  
十六法案について、総理並びに関係大臣に質問いたし  
ます。

そもそも特殊法人改革とは本来どうあるべきな  
のでしょうか。

日本共産党は昨年七月に、特殊法人改革のある  
べき方向について、「大企業の食い物にするため  
の「民営化」ではなく、国民の暮らしに役立つ特殊  
法人改革を」という政策提案を発表いたしました。  
た。今、国民が期待する特殊法人改革は、一つ、二つ、國  
無駄な部門を思い切って削減することと、二つ、國

民生活にとって必要な事業は公的部門として一層拡充、改善を行うこと、そして三つ、直ちに天下りを禁止して、癒着構造にメスを入れること、こ

の三つの改革であり、これを政府が積極的に行うべきと呼び掛けているところです。

特例法の問題は、別途公表すべき一項に記載された巨額の債務にしても天下り人事やファミリー企業などの政官財の癒着構造にしても、特殊

法人を通じて大企業奉仕の政治を続けてきた自民党政治のゆがみの結果にほかなりません。総理、特別法人改革と言うのなら、こうしたゆがみの構造に抜本的にメスを入れてこそ国民の願いにこたえる改革となるのではないでしようか。

次に、小泉内閣が進めようとしている特殊法人改革の具体的中身について質問します。

るかどうかです。

特殊法人改革の第一弾で石油公団は廃止されました。しかし、問題の石油開発の成功払い融資制度は残され、新たな独立行政法人に引き継ぐことになりました。これでは、看板を付け替えただけで、一兆円を超える負債と将来のツケは国民に押し付けたままであります。これがどうして改革と言えるでしょうか。総理並びに経済産業大臣の答弁を求めます。

看板の付け替えだけで無駄の温床となるのは石油公団だけではありません。独立行政法人に衣替えする水資源開発公団、緑資源公団なども全く同じです。水の管理、安定供給、森林の保護は大切ですが、実際は、無駄と環境破壊として県民の大きな批判がある岐阜県の徳山ダムとか栃木県の川開発など十三の公共事業を完成させる仕事を引き継ぐというものです。看板を付け替えただけで、今後五千億円も投入する無駄な大規模林道開発をやることがどうして改革と言えるでしょうか。水と緑の豊かな国土を守るために再生と併せて、国土保全、温暖化防止に役立つ国産材の利用促進などの林業対策に切り替えるこそ重要ではないでしょうか。総理の答弁を求めます。

総理、無駄な公共事業をなくすためには、何よりも巨額の資金を投入してきた日本政策投資銀行にメスを入れなければなりません。大破綻した苦小牧東部開発、むつ小川原開発、採算の見込みのない東京湾横断道路、アクラライン等の事業にまで投資しているではありませんか。さらに、一期工事ですら採算のめどが立っていない関西空港株式会社では、一兆五千六百億円という浪費になります。こんな無駄遣いがあるのでしょうか。直ちに事業を見直し、縮小や廃止を検討すべきではあります。

ませんか。総理、きっぱりお答えください。

第一の問題は、この改革が国民生活を豊かにする方向になっているかどうかです。

今、国民は、小泉内閣の進める痛みを伴う改革の下で、戦後最悪の倒産と失業、社会保障の切捨てで不安な毎日を暮らしています。こうしたとき、総理、あなたは、民間にゆだねられるものは

民間にゆだねるとして、国民生活、中小企業の営業を支える住宅金融公庫、中小企業金融公庫、日本育英会などをばっさり廃止する対象にしています。特殊法人改革の名によって、国民に更なる痛みを与えることは絶対に許されません。

総理は、今日、リストラや倒産で三年連続して自殺者は年間三万人を超え、奨学金を受けながら進学している自殺児童、自殺者の遺児が急増しています。これを御存じでしょうか。日本育英会の独立行政法人化を今回先送りされましたが、あなたは、奨学金を借りたい学生に債務保証機関に年間二万四千円から三万六千円もの保証料を払わなければ奨学金が受けられないようにしていました。これは、教育を受ける権利を保障するための非営利という奨学金事業の基本的性格を認め、営利のための教育ローンに変質させるものです。こんな改悪は断じて許せません。

総理、世界のどこに奨学金を教育ローンにしてもらおうる国がありますか。ドイツ、フランスでは授業料は無料、アメリカでも経済的に困難な学生には成績にかかわりなく奨学金を支給しているではありませんか。米百俵を言っておきながら、奨学金を教育ローンにし、勉学の機会も意欲も未来への希望すら奪うこんな計画はきっぱり撤回すべきです。総理並びに文部科学大臣の答弁を求めます。

中小企業総合事業団の独立行政法人化でも同じことが起きます。今まで創業者や小規模事業者の設備投資に役立ってきた機械類信用保険制度など

人化でも民営化でもなくなりません。それ自身の規制が絶対に必要なのです。総理の答弁を求めます。

日本共産党は、天下り禁止法案を国会に提出しております。その中身は、公務員や特殊法人の役員に対して関連企業への就職を禁止するこ

と、特殊法人役職者に占める国の行政機関出身者の比率の制限、高額報酬、退職金の規制、特殊法人の役員を歴任する渡り鳥の禁止を提案しています。

総理がこの立場に立ち、今すぐ天下りを禁止することを求める私の質問を終わります。(拍手)

↓

○議長(倉田寛之君) 御紹介いたします。

本院の招待により来日されました南アフリカ共和国全国州評議会議長グレース・ナレディ・マンディサ・パンドール閣下の御一行がただいま傍聴席にお見えになつております。

ここに、諸君とともに心からなる歓迎の意を表します。

(総員起立、拍手)

↓

[内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手]

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 西山議員にお答えいたします。

特殊法人改革の基本的な方向についてでございました。

ますが、特殊法人については、従来から、民がで生きる仕事も行っている、責任の所在が不明確、不必要な組織、業務が見直されず、事業運営が透明であり、無駄な事業を行っているといった弊害が指摘されているところであります。

こうした弊害を克服するため、今回の特殊法人改革では、事業のゼロベースからの徹底した見直しを行い、その結果を踏まえ、組織形態につい

て、主たる事業が廃止されたもの等については廃止、採算性が高くかつ国の関与の必要性が乏しいもの等については民営化、政策実施主体とし存続させるものについては独立行政法人化といった見直しを行ったところであります。

引き続き、政府関係金融機関の見直しや道路四公団の民営化など残る課題についても、肥大化した公的部門を抜本的に縮小し、簡素、効率的、透明な政府を実現するため、手綱を緩めることなく、改革を着実に進めてまいります。

石油公団についてでございますが、石油公団はこれを廃止し、公団が行っていた業務のうち、石油開発に対する融資業務の廃止、備蓄事業の国直轄化などを行った上で、出資などの機能に限り新たな独立行政法人に担当させることとしております。石油公団の廃止に際しては、改革努力を積み重ねてきたところであります、看板の付け替えとの批判は当たらないと考えます。

水資源開発公団、緑資源公団についてでございますが、両公団については、特殊法人等整理合理化計画に基づき、新規のダム開発事業は行わないこととするほか、大規模林道事業等の必要な事業について事業評価システム等による徹底的な見直しを行い、独立行政法人制度の下、効率的、効果的な公共事業の執行に努めてまいります。

また、森林・林業施策については、今後とも新たな森林・林業基本計画に基づき、国土保全、地球温暖化防止等を図るため、健全な森林の整備や木質バイオマス利用等について強力に推進してまいります。

日本政策投資銀行についてでございますが、政策金融の事業の在り方についてはこれまで不斷の見直しを行ってきたところであります、政策金融として不必要な事業については廃止する必要があると考えております。

いざれにせよ、日本政策投資銀行を含む政府系

金融機関の在り方については、現在、経済財政諮問会議で議論を行っており、本年十月に取りまとめられた「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」に沿って検討を進め、年内にその結論を得たいと考えております。

関西空港の二期工事についてでございますが、これを着実に推進する必要があると考えております。関西空港二期事業は、我が国の国際航空需要に対する応するため必要となる事業であり、現在の基本的立場として、早期の平行滑走路供用を目標として工事を着実に推進することにより、各業務の

西国際空港株式会社の経営状況等について十分見極めていく必要があると考えているところであります。

奨学生についてでございますが、日本育英会についても、今後、需要動向とともに、関西国際空港株式会社の経営状況等について十分見極めていく必要があると考えているところであります。

学生支援事業を総合的に実施することが予定されますが、この法人で奨学生事業を含む学生支援事業は、新たに独立行政法人に転換して、この法人で奨学生事業を含む学生支援事業を総合的に実施することが予定されています。現在の無利子及び有利子の奨学生事業については、平成十六年四月を目途に新たに独立行政法人に転換して、この法人で奨学生事業を含む学生支援事業を総合的に実施することが予定され

ます。現在の無利子及び有利子の奨学生事業については、平成十六年四月を目途に新たに独立行政法人に転換して、この法人で奨学生事業を含む学生支援事業を総合的に実施することが予定され

ます。このため、公務員の再就職については、特殊等の役員の人事は、適材適所の観点から行われるべきであり、たとえ公務員が再就職する場合でも、各府省OB人事の一環として機械的に扱われることのないよう、当然のことと考えております。このため、公務員の再就職については、特殊等の役員の人事は、適材適所の観点から行われるべきであり、たとえ公務員が再就職する場合でも、各府省OB人事の一環として機械的に扱われることのないよう、当然のことと考えております。

天下りについてでございますが、独立行政法人等の役員の人事は、適材適所の観点から行われるべきであり、たとえ公務員が再就職する場合でも、各府省OB人事の一環として機械的に扱われることのないよう、当然のことと考えております。このため、公務員の再就職については、特殊等の役員の人事は、適材適所の観点から行われるべきであり、たとえ公務員が再就職する場合でも、各府省OB人事の一環として機械的に扱われることのないよう、当然のことと考えております。

日本育英会の新たな独立行政法人への転換につきましては、総理からお話をあつたところです。このため、公務員の再就職については、特殊等の役員の人事は、適材適所の観点から行われるべきであり、たとえ公務員が再就職する場合でも、各府省OB人事の一環として機械的に扱われることのないよう、当然のことと考えております。

法人等の役員給与及び退職金の削減、独立行政法人化するに当たっての役員数の大削減、公務員の再就職のルール化と情報公開の徹底など、具体的な措置を講じてきたところであります。

今後とも、これらの措置の徹底について、厳しく対応してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣平沼赳氏登壇、拍手〕

○國務大臣(平沼赳氏) 西山先生にお答えをさせさせていただきます。

特種法人改革 石油公団、その改革の具体的内容についてお尋ねでございました。

また、新たな独立行政法人は、中小企業総合事務団など三つの法人を統合し、中小企業支援策を効率的かつ細やかに実施をしようとするもの

であります。

日本政策投資銀行についてでございますが、政

策金融の事業の在り方についてはこれまで不断

の見直しを行ってきたところであります、政策金融と

して不必要な事業については廃止する必要がある

と考えております。

いざれにせよ、日本政策投資銀行を含む政府系

たしております。また、御指摘がございました成功払い融資制度は、本年七月に廃止をしたところ新設される独立行政法人につきましては、評価委員会が厳格に業績を評価をいたしまして、中期目標終了時点で改廃を含めて見直しを行っていきます。そういう中で、私どもは、石油公団、それを廃止をし、そして実効ある独立行政法人として各業務に関する組織、経理を区分するとともに、情報公開を積極的に進めるこにより、各業務の独立性、透明性を確保してまいります。

また、現行の医薬品の副作用被害の救済制度は今後とも着実に実施するとともに、新たにヒトや動物の組織等を用いた医薬品等による感染被害の救済制度を創設することとしております。

〔國務大臣遠山敦子君登壇、拍手〕

○國務大臣(遠山敦子君) 西山議員にお答えいた

します。

奨学生制度に債務保証制度を導入することは教

育ローン化につながるものであつて撤回すべきで

はないかとの御指摘でございました。

日本育英会の新たな独立行政法人への転換につきましては、総理からお話をあつたところです。このため、公務員の再就職については、特殊等の役員の人事は、適材適所の観点から行われるべきであり、たとえ公務員が再就職する場合でも、各府省OB人事の一環として機械的に扱われることのないよう、当然のことと考えております。

その中間取りまとめにおきましても債務保証制度が提案されておりますが、これは我が国奨学制度の本旨に照らしまして、これまでの連帯保証人など

の人的保証に替えて又はこれに加えて導入すべくとの趣旨と承知いたしております。したがいまして、御指摘のようないくつかの問題につきましては全くありません。

今後、同会議の最終的な報告も踏まえて、具体的にどのようなことが可能か、新たな法人の設立と関連して、財務当局とも相談の上、検討してまいります。

なお、アメリカやイギリス等の諸外国におきましても、有利子による政府の奨学生制度があると承知いたしております。

今後とも、奨学生につきましては、私どもとし

て、できるだけ力を注いで、教育を受ける意欲と能力のある学生が安心して学べるようにいたしてまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 広野ただし君。

[広野ただし君登壇、拍手]

○広野ただし君 私は、通称国連、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の広野ただしです。

國連を代表しまして、ただいま議題となりました特殊法人改革関連法案について伺います。

まず、小泉内閣の特殊法人改革、行政改革についての政治姿勢について質問をいたします。昨年十二月の閣議決定時には特殊法人等百六十三人を対象に改革がなされました。政府は、統合・廃止十七法人、民営化等四十五法人と成果を誇り、胸を張りました。国民は、統合・廃止が十七、民営化が四十五なら、約六十法人は特殊法人が減って約百になるんだなと思いました。しかし、約一年を経た今日、特殊法人等は実際には全く横ばいの約百六十法人になっています。なぜなんだ、一体何をやったのか、この一年間、全く無駄に時間を費やしたのかと。

そのなどを解くかぎは独立行政法人です。国から分離、独立した独立行政法人が新たに約六十加わっているからです。廃止、民営化と大騒ぎした結果が、結局は天下りボストを大幅に増やす結果になったわけです。世論の支持を得たいがための、現実、実態と懸け離れた、これこそ小泉内閣の誇大広告、スタンダードプレーであります。

元々、特殊法人改革、行政改革には、天下り問題や道路公団のファミリー企業問題等、業界との癒着、もたれ合いを断ち切る決意がなければなりません。また、政治と金、これについてもしつかりとけりを付けなければなりません。

先日、初公判が開かれた鈴木宗男議員も、この政官業のもたれ合い体制を最大限利用した人物で

す。国民は、国会議員はいいね、休んでいても給与がもらえるからと言います。この厳しい経済不況の中、サラリーマンは病気でもないのに一ヶ月も休めば即刻首です。

総理、辞職勧告決議の採択された国会に出てきていない鈴木宗男議員を、かつて自民党にいた比例選出の議員なのですから、ひざ詰め談判でもして議員辞職をさせるか、そうでない場合は歳費を凍結させるなどのきっぱりとした政治姿勢を示してください。それが自民党總裁として、また総理としての政治責任だと思います。総理の決断を伺います。それができなければ、政官業の癒着を断ち切る、あるいはもたれ合い体质を断ち切る、政治と金の問題にメスを入れることとなる特殊法

人改革、行政改革などは絶対にできません。総理の政治姿勢を問い合わせたいと思います。

ところで、特殊法人改革のそもそも目的は何か。民間にできることは民間に、民間の活力を利

用して行政の肥大化を防ぎ、日本の活力を伸ばすことではないですか。

赤字・借金体制の国の財政に負担を掛けない、負担を少なくする。場合によつては、特殊法人を上場したり、公開入札によつて特殊法人を売却したりして国に資金を取り入れるということもあつてもいいはずです。

明治時代、官営八幡製鉄であったものが民間に譲渡され、今では新日鐵は世界のトップクラスの鉄鋼メーカーとなっています。このような官から民へ、そして活力のある日本を作るとの考え方を念頭に特殊法人改革を進めるべきであります。今回のこの行政改革で民間活力は引き出されると総理は考えておられるのか、見解を伺います。

小泉内閣は、特殊法人改革は独立行政法人にすることだ、それでよいと言っています。独立行政法人はそんなに切り札的、立派なものですか。私には、独立行政法人にすることは単なる看板の書

換えにすぎないとんでもないことで、将来に禍根を残すものとしか思えません。

特殊法人、認可法人も、官のいいところと民間のいいところを合わせた第三セクター的な団体と

して活力を發揮するとしていましたが、実態は全くその逆で、官の悪いところと民間の悪いところ

が合わさり、組織が肥大化する、無責任で役所仕事となる、親方日の丸で、赤字になれば国に頼

る、そして税金の投入を願うといった國依存体質のものなのです。本来、国民に対して行政サ

ビスをすべきなのに、監督官庁に向かって仕事をする本末転倒の組織になっています。

独立行政法人も正に同様で、法律で縛っているのですから親方日の丸の無責任体質を脱却できな

い組織だと言わざるを得ませんし、赤字がたまつた場合どうするのですか。結局は国が穴埋めをす

るのではないかと、親方日の丸の無責任体質を脱却できない

政府は、そのため、中小企業金融に力を注いでいるかのように言いますが、民間銀行等の中小企

業向け貸出しは、平成九年から今年までの五年間、五十五兆円も減っています。率にして一

五%、一六%減の貸出し抑制を実施していることになります。これまで三十兆円近くの特別信用保証をやりましたが、もう既にそのうち十八兆円は返済せられました。実際、今では中小企業は銀行に行つてもだれも助けてくれません。かえつて貸しはがしをさせられたりして、本当に中小企

業は困っています。銀行の不良債権処理のため、銀行資産の圧縮が加速される。つまり貸しはがし

が行われる結果、中小企業が犠牲になっているのです。

また、こんなときに、本来貸出しを増やすべき

ところで、独立行政法人は天下りの巣窟となつ

ていますが、トップはすべて民間人にする、また

経営陣の半分以上は民間人にするということを明確にすべきだと思いますが、行革大臣の見解を伺います。

さて、行政改革がいい加減に、そしてかえって悪い方向に進む中、日本経済は正に危機的状況に至っています。

政府は、今年五月に景気底入れ宣言をしましたが、株価の最安値、年間二万件近くに上る倒産の増大、三百五十万人を超す失業者、そして自殺者の增加など、日本経済の病状は悪化の一途であります。明らかに小泉内閣の失政であります。この現状を総理はどう認識されているのか、お聞かせください。

沼に陥っていると同様に、政治、外交、行政、社会福祉、教育、犯罪関係等々、日本の全体が体じゅう病んで、更にどんどん悪くなっています。小泉総理の威勢はいいが空虚なたんかだけの政治に付き合って、面白おかしいワードショード政治を傍観していると、国民は奈落の底、地獄の底まで引きずり込まれることになります。

改革改革と言つても、いい加減な改革しかできない小泉政権。國民に痛みを押し付けるだけで、重要な政治改革、行政改革などを適当にお茶を濁して、せいぜい看板のすげ替えぐらいしかできません。(拍手)

○内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手) 内閣総理大臣(小泉純一郎君) 広野議員にお答えいたします。

鈴木宗男議員の進退と天下り問題、特殊法人改革についてでございますが、鈴木宗男議員に対しでは、さきの通常国会で議員辞職勧告が衆議院で議決されました。歳費の返還を含めた出処進退については鈴木議員自身が判断すべきものであると思います。参議院におきましても、過去、参議院議員、所属の議員が辞職勧告議案、可決されながら最後まで辞職をしない方もおられたと私は伺っております。

いずれにせよ、天下り問題への対応など、國民から信頼される行政を目指して、今回の特殊法人改革を始めとして、一つ一つ改革を積み上げてまいります。

今回の特殊法人改革については、従来から、民ができる仕事も行っている、責任の所在が不明確、必要な組織、業務が見直されず、事業運営が不透明といった弊害が指摘されていましたところでありま

す。こうした問題を克服するため、今回の改革ができるものは廃止、民営化した上で、公的部門の仕事として残るものを作り立行政法人に担当させる」ととしたものであります。

独立行政法人制度は、國の関与を最小限にして自律性を高める一方、經營責任を明確化する、目標管理と厳格な外部評価を行い、廃止も含め組織、業務を定期的に見直す、企業会計を原則とし、財務諸表等を公開するなど透明性を向上させることで、といった特種法人にはないメリットがあり、効率的で透明な業務運営が期待でき、仮に經營が悪化した場合であっても安易に國の財政に依存するのではなく、自律的に經營改善が図られるものと考えます。

このため、民間活力が引き出せない、親方日の丸的な考え方を脱却できない、看板の書換えにすぎないとの今般の改革に対する御指摘は当たらないものと考えます。

経済の現状認識についてでございますが、我が国は、景気の引き続き持ち直しに向かう動きが見られます。これまで景気の牽引役となってきた輸出や生産を中心とした景気回復のテンポは更に緩やかになるなど、厳しさを増しているものと認識しております。

多くの国民のたゆまぬ努力で培われた潜在力はこうした状況においても失われたとは思っておりません。これまでうまく機能してきた経済社会システムが時代の流れに対応できなくなっている、そういうことにも大きく目を向け、構造改革に踏み込んでいかなければなりません。

改革を進め、一刻も早く日本経済を再生させることを推進し、政府系金融機関の改革スケジュールについてでございますが、政府系金融機関については、民間

でできることは民間に、地方でできることは地方にという原則の下、整理、縮小の方向で見直すことが必要と考えております。

現在、八機関の改革について経済財政諮問会議で議論しており、本年十月、政策金融のあるべき姿や改革の進め方についての基本方針を取りまとめていたところであります。今後、この基本方針に沿って経済財政諮問会議で更に検討し、年内にはその結論を得たいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣石原伸晃君登壇、拍手) 国務大臣(石原伸晃君) 広野議員にお答えしたいと思います。

独立行政法人の役員について、過半数には民間人を登用すべきという御指摘がございました。

独立行政法人の長は主務大臣が、その他の役員は法人の長が、それぞれ任命することとされています。

独立行政法人の役員の人選については、任命権者が、適材適所の観点から、役所の世界だけではなく、広くいろいろな分野から法人の役員としてふさわしい人材を求めるべきものであり、その業績を評議委員会で厳正にチェックして、低業績の場合には解任するなど、業績を人事的に反映していくことが重要であると考えております。

なお、経営陣の半分以上には民間人に対する御指摘のとおり、現下の厳しい金融経済情勢の中でも、貸し渋りを受けていると、こういうふうに感じている企業は非常に増加をしております。平成十年では三五%でございまして、それが平成十二年には一九・四に戻りましたけれども、直近のデータではそれがまた二五%に戻る。御指摘のとおりだと思います。

また、御指摘がありました業歴が三十年を超えるいわゆるしにせ、この企業の倒産件数の比率もそういふことにも大きくなり思つております。う考えには必ずしも合致するものではございませんが、各法人が御指摘等々を踏まえ適切に対応していくべき問題であると考えております。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手) 不良債権処理策と中小企業金融についてのお尋ね

民間金融機関の中小企業向け貸出残高が減少していることは承知しておりますが、中小企業向けの貸出しの減少の理由につきましては、金融機関の貸出し態度の厳しさに加えて、中小企業を取り巻く経済環境の厳しさが要因になっているという点も考慮しなければいけないと思っております。

金融庁としましては、中小企業を含む健全な企業の大宗を占める中小企業の金融環境が著しく悪化することのないように、各種のセーフティネットを講じているところであります。これらに先に對する資金供給の重要性にかんがみまして、先月三十日に発表した金融再生プログラムにおいて、主要行の不良債権処理によって日本の企業の大宗を占める中小企業の金融環境が著しく悪化することのないように、各種のセーフティネットを講じているところであります。(拍手)

○國務大臣平沼赳氏君登壇、拍手) 国務大臣(平沼赳氏君) 広野先生にお答えをさせていただきます。

中小企業の窮状と中小企業金融対策の拡充に対するお尋ねでございました。

御指摘のとおり、現下の厳しい金融経済情勢の中で、貸し渋りを受けていると、こういうふうに感じている企業は非常に増加をしております。平成十年では三五%でございまして、それが平成十二年には一九・四に戻りましたけれども、直近のデータではそれがまた二五%に戻る。御指摘のとおりだと思います。

また、御指摘がありました業歴が三十年を超えるいわゆるしにせ、この企業の倒産件数の比率もそういふことにも大きくなり思つております。う考えには必ずしも合致するものではございませんが、各法人が御指摘等々を踏まえ適切に対応していくべき問題であると考えております。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手) 不良債権処理策と中小企業金融についてのお尋ね

こうした中、政府といたしましては、例えば商工中金の貸し渉り対応無担保貸付制度、これの拡

充に努めておりまして、また、先日、両院で可決していただいた中小企業信用保険法の改正など、政府系金融機関等を中心としたセーフティーネット対策に万全を期しているところでございまして、平成十四年の十月の直近のデータでは、十二万四千件に対応させていただきまして三兆四千億。このような形でセーフティーネットを構築させていただいておりますし、また特別保証、一般保証、これの返済、皆さん方一生懸命頑張つてくださっておりますけれども、返済が厳しいわけでございますから、返済条件緩和も十七万件を超えるものに応じておりますし、更に弾力化をし、更に私どもはセーフティーネット拡充、これに全力を尽くしてまいりたいと、このように思つております。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○魚住裕一郎君登壇、拍手)

○魚住裕一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の報酬等の

引下げを行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、改正案と裁判官の報酬の減額を禁じた憲法との関係、最高裁判所裁判官会議における議論の経過、裁判官、検察官に多数の人材を確保する方策、裁判官、検察官の報酬等と司法制度改革との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上理事、社会民主党・護憲連合を代表して福島委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数  
賛成 一百三十一  
反対 一百五  
二十五  
よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松村龍一君登壇、拍手〕

○松村龍一君　ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、一般職の職員の例に準じて、防衛廳職員の給与の改定を行うとともに、自衛官賃給表の将の欄又は将補の(一)欄の適用を受ける日等官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定等を行うものであります。

委員会におきましては、自衛官独自の給与体系の検討、調整手当の支給拡大の影響、今回の給与改定と不利益不適及原則との関係、自衛官の処遇改善等について質疑が行われましたが、詳細はペリ議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事から反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君)　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ります。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

<p>○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま す。</p> <p>投票総数 二百三十 賛成 一百五 反対 一十五</p> <p>よって、本案は可決されました。(拍手)</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>
<p>○議長(倉田寛之君) 日程第四 古物營業法の一 部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提 出、第百五十五回国会衆議院送付)を議題といた します。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長小 川敏夫君。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>(小川敏夫君登壇 拍手)</p> <p>○小川敏夫君 ただいま議題となりました法律案 につきまして、内閣委員会における審査の経過と 結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、古物競りあっせん業者に関する届 出、申告その他の遵守事項、中止命令及び業務の 実施の方法の認定に関する規定を新設するととも に、インターネットを利用して取引を行う古物商 の遵守事項及び古物商が買受け等の相手方を確認 するための措置について規定を整備する等の措置 を講ずるものであります。</p> <p>委員会におきましては、古物競りあっせん業に 対する法規制の是非、古物競りあっせんの定義、 規制新設に当たってのパブリックコメント実施の 必要性、古物営業に関する本人確認の具体的の方 法、記録保存の努力義務と通信の秘密との関係、</p>



官 報 (号 外)

平成十四年十一月二十日

參議院會議錄第七號

## 議長の報告事項

國務大臣	藤原 正司君	山根 隆治君
八田ひろ子君	小泉 親司君	福山 哲郎君
大田 昌秀君	内藤 浅尾慶一郎君	井上 美代君
内藤 正光君	大沢 智美君	本田 良一君
大沢 辰美君	西山登紀子君	林 紀子君
小川 勝也君	高嶋 良充君	池田 幹幸君
高嶋 良充君	小池 晃君	和田ひろ子君
小池 晃君	渕上 貞雄君	山本 孝史君
渕上 貞雄君	円 より子君	畠野 君枝君
円 より子君	小林 富権	岩佐 恵美君
小林 富権	吉川 練三君	吉岡 吉典君
吉川 練三君	角田 千葉	岡崎トミ子君
角田 千葉	佐藤 泰介君	筆坂 秀世君
佐藤 泰介君	吉川 春子君	長谷川 清君
吉川 春子君	佐藤 緒方	直嶋 正行君
佐藤 緒方	千葉 景子君	岡崎トミ子君
千葉 景子君	靖天君	吉岡 吉典君
靖天君	市田 忠義君	筆坂 秀世君
市田 忠義君	内閣總理大臣	小泉純一郎君
内閣總理大臣	総務大臣	片山虎之助君
総務大臣	法務大臣	森山 真弓君
法務大臣	外務大臣	川口 順子君
外務大臣	財務大臣	塩川正十郎君
財務大臣	文部科学大臣	遠山 敦子君
文部科学大臣	厚生労働大臣	坂口 力君
厚生労働大臣	農林水産大臣	大島 理森君
農林水產大臣	経済産業大臣	平沼 起夫君
経済産業大臣	国土交通大臣	谷垣 権一君
国土交通大臣	(國家公安委員会委員長)	千景君

予算委員

辞任

藤原 正司君

補欠

浅尾慶一郎君

行政監視委員

辞任

西銘順志郎君

補欠

和田ひろ子君

議院運営委員

辞任

西銘順志郎君

補欠

椎名 一保君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産業委員会に付託した。

警備業法の一部を改正する法律

正する法律

中小企業信託法の一部を改正する法律

日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律

中小企业等協同組合法等の一部を改正する法

律

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律

正する法律

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年

正する法律

行政監視委員	行政監視委員	行政監視委員	行政監視委員
辞任	辞任	辞任	辞任
議院運営委員	議院運営委員	議院運営委員	議院運営委員
山本 香苗君	山本 香苗君	山本 香苗君	山本 香苗君
補欠	補欠	補欠	補欠
加藤 修一君	加藤 修一君	加藤 修一君	加藤 修一君
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活・経済に関する調査会委員	国民生活・経済に関する調査会委員	国民生活・経済に関する調査会委員	国民生活・経済に関する調査会委員
神本美恵子君	神本美恵子君	神本美恵子君	神本美恵子君
郡司 彰君	郡司 彰君	郡司 彰君	郡司 彰君
補欠	補欠	補欠	補欠
共生社会に関する調査会委員	共生社会に関する調査会委員	共生社会に関する調査会委員	共生社会に関する調査会委員
神本美恵子君	神本美恵子君	神本美恵子君	神本美恵子君
郡司 彰君	郡司 彰君	郡司 彰君	郡司 彰君
同日衆議院から次の内閣提出案が提出された。	同日衆議院から次の内閣提出案が提出された。	同日衆議院から次の内閣提出案が提出された。	同日衆議院から次の内閣提出案が提出された。
郵便法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)	自然再生推進法案(第百五十四回国会衆第四六号)	日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(閣法第一九号)
建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)	同日衆議院から次の内閣提出案が受領した。	日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(閣法第一九号)
独立行政法人国際協力機構法案(閣法第一七号)	独立行政法人日本学術振興会法案(閣法第二五号)	独立行政法人日本学術振興会法案(閣法第二五号)	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(閣法第一九号)
独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案(閣法第一七号)	独立行政法人労働政策研究・研修機構法案(閣法第三〇号)	独立行政法人労働政策研究・研修機構法案(閣法第三〇号)	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(閣法第一九号)
独立行政法人農畜産業振興機構法案(閣法第三七号)	独立行政法人農畜産業振興機構法案(閣法第三七号)	独立行政法人農畜産業振興機構法案(閣法第三七号)	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(閣法第一九号)
独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)	独立行政法人理化学研究所法案(閣法第二六号)	独立行政法人理化学研究所法案(閣法第二六号)	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(閣法第一九号)
独立行政法人労働者健康福祉機構法案(閣法第二八号)	独立行政法人緑資源機構法案(閣法第四一号)	独立行政法人緑資源機構法案(閣法第四一号)	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(閣法第一九号)
社会保障療養報酬支払基金法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四四号)	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四四号)	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
独立行政法人北方領土問題対策協会法案(閣法第一二三号)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法案(閣法第四七号)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法案(閣法第四七号)	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二三号)	独立行政法人雇用・能力開発機構法案(閣法第三三号)	独立行政法人雇用・能力開発機構法案(閣法第三三号)	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案(閣法第三四号)	日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)	日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案(閣法第三四号)
独立行政法人国際觀光振興機構法案(閣法第四九号)	独立行政法人水資源機構法案(閣法第五〇号)	独立行政法人水資源機構法案(閣法第五〇号)	独立行政法人農業者年金基金法案(閣法第三八号)
独立行政法人自動車事故対策機構法案(閣法第五四号)	独立行政法人日本萬國博覽會記念機構法案(閣法第五四号)	独立行政法人日本萬國博覽會記念機構法案(閣法第五四号)	独立行政法人農林漁業信用基金法案(閣法第三九号)
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案(閣法第四五号)	独立行政法人公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)	独立行政法人公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案(閣法第四五号)
独立行政法人国際協力機構法案(閣法第一六号)	独立行政法人国際交流基金法案(閣法第一七号)	独立行政法人国際交流基金法案(閣法第一七号)	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案(閣法第三四号)
独立行政法人中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案(閣法第四六号)	独立行政法人電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	独立行政法人電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八号)	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
独立行政法人東京地下鉄株式会社法案(閣法第五三号)	独立行政法人国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一二号)	独立行政法人国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一二号)	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)
同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。
社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院提出、本院継続審査)	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第六八〇号)	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第六八〇号)	社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院提出、本院継続審査)

同日委員長から次の報告書が提出された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書

法律案(閣法第九号)審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第五号)審査報告書

古物営業法の一部を改正する法律案(第百五十

四回国会閣法第六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

過剰水源開発問題に関する質問主意書(中村敦

夫君提出)(第六号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必

要があり、これに日時を要するため、明示する期

限までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後

段の規定による通知書を受領した。

参議院議員小川敏夫君提出歯科医師の警察協力

医制度に関する質問(第三号)答弁することが

できる期限 十二月二十四日

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した

旨の通知書を受領した。

社会保険労務士法の一部を改正する法律

同日内閣から、平成十三年九月十一日のアメリカ

合衆国において発生したテロリストによる攻撃等

に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のた

めの諸外国の活動に対し我が国が実施する措置

及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置

に関する特別措置法第十一條の規定に基づくテロ

対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の

変更の報告を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書  
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三号)審査報告書  
改正する法律案(衆第三号)審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百三十六万五千円」を「百三十三万五千円」に、「百十万六千円」を「百八万三千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

区 分		報酬月額
最 高 裁 判 所	長 官	一、二五五、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所	判 事	一、六四六、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所	長 官	一、五七六、〇〇〇円
	二 号	一、一六〇、〇〇〇円
	一 号	一、四六〇、〇〇〇円
	一 号	一、三一七、〇〇〇円
	一 号	一、〇八二、〇〇〇円
	一 号	九一七、〇〇〇円
	一 号	七九三、〇〇〇円
	一 号	七一三、〇〇〇円
	一 号	六四四、〇〇〇円
	一 号	五八〇、〇〇〇円
	一 号	四六五、四〇〇円
	一 号	三四六、三〇〇円
	一 号	三九八、二〇〇円
	一 号	三七八、一〇〇円
	一 号	三〇六、九〇〇円
	一 号	一九五、五〇〇円
	一 号	一六八、七〇〇円
	一 号	一五九、一〇〇円

### 判

### 事

### 補

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

### 要領書

参議院議長 倉田 寛之殿

法務委員長 魚住裕一郎

本法施行等に伴い、平成十四年度に減額となる経費は、約五億七千万円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十四年十一月十四日

参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 繪貫 民輔

官 報 (号 外)

十一号	十二号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十五 号	十六 号	十七 号
七〇〇円	六〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	八〇〇円	九〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円
二三四、六〇〇円	二四三、七〇〇円	二五九、一〇〇円	二五六、五〇〇円	二六八、七〇〇円	二〇〇円	三〇六、九〇〇円	三一八、一〇〇円	三四六、三〇〇円	三九八、一〇〇円	四〇〇円	四二七、八〇〇円	四六五、四〇〇円	四八四、七〇〇円	七二三、〇〇〇円	七九三、〇〇〇円	九一七、〇〇〇円
二三四、六〇〇円	二四三、七〇〇円	二五九、一〇〇円	二五六、五〇〇円	二六八、七〇〇円	二〇〇円	三〇六、九〇〇円	三一八、一〇〇円	三四六、三〇〇円	三九八、一〇〇円	四〇〇円	四二七、八〇〇円	四六五、四〇〇円	四八四、七〇〇円	七二三、〇〇〇円	七九三、〇〇〇円	九一七、〇〇〇円
二三四、六〇〇円	二四三、七〇〇円	二五九、一〇〇円	二五六、五〇〇円	二六八、七〇〇円	二〇〇円	三〇六、九〇〇円	三一八、一〇〇円	三四六、三〇〇円	三九八、一〇〇円	四〇〇円	四二七、八〇〇円	四六五、四〇〇円	四八四、七〇〇円	七二三、〇〇〇円	七九三、〇〇〇円	九一七、〇〇〇円

本法施行等に伴い、平成十四年度に減額となる経費は、約三億八千万円である。

よつて国会法第八十三条により送付する

衆議院議長 綿貫 民輔

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

た

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。  
第九条中「七十ニ万九千円」を「七十ニ万三千円」に改める。  
別表を次のように改める。

附  
則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

委員会の決定の理由  
本法律案は、一般の政府職員の給与改定に半  
い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするも  
のであり、おむね妥当な措置と認める。

平成十四年十一月十九日

參議院議長 倉田 寛之殿

要領書

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

平成十四年十一月二十一日 参議院会議録第七号

## 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

## 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案



## 別表第一 防衛参事官等俸給表（第四条—第六条、第八条関係）

平成十四年十一月二十日 参議院会議録第七号 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号俸	指定職
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
再任用職員以外の職員	1	円	243,000	330,600	368,300	410,100	463,800	1 580,000
	2	円	251,900	341,700	381,600	423,600	479,600	2 644,000
	3	円	262,500	353,000	394,900	437,300	495,500	3 713,000
	4	円	272,400	364,600	407,900	450,900	511,500	4 793,000
	5	円	285,400	376,200	420,900	464,500	527,000	5 854,000
	6	円	295,300	387,700	433,800	477,900	542,500	6 917,000
	7	円	307,000	398,600	446,600	491,100	558,000	7 1,003,000
	8	円	371,200	409,100	459,400	503,600	573,400	8 1,082,000
	9	円	327,800	419,600	472,100	515,900	588,800	9 1,160,000
	10	円	338,700	430,000	484,200	527,800	604,200	10 1,242,000
	11	円	349,500	440,400	494,900	538,400	616,600	11 1,317,000
	12	円	360,600	450,700	505,400	548,000	624,600	
	13	円	371,500	460,400	513,900	556,200	632,100	
	14	円	382,300	469,100	521,200	563,900	638,800	
	15	円	392,800	475,600	528,400	568,800	644,000	
	16	円	403,200	481,600	533,200			
	17	円	413,100	486,000	537,800			
	18	円	422,900	490,300	542,700			
	19	円	432,200	494,600				
	20	円	440,100	498,900				
	21	円	446,100	503,200				
	22	円	451,400					
	23	円	456,000					
	24	円	460,200					
	25	円	464,400					
再任用職員		円	341,400	368,700	407,300	446,400	505,200	-

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

## 第二十七条の三、第二十八条の三関係)

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 248,100	円 238,900	円 229,800	円 223,900	円 223,700	円 —	円 190,700	円 175,000	円 —	円 160,400	円 153,100
257,300	243,000	239,000	233,100	232,900	214,600	203,200	182,800	175,000	167,700	172,000
266,500	247,400	247,200	241,300	241,100	223,700	214,000	190,700	182,800	187,200	191,500
275,800	255,800	255,600	249,700	249,400	232,900	222,600	200,000	187,200	187,200	191,500
285,300	264,300	264,100	258,200	257,900	241,100	230,800	210,000	191,500	191,500	191,500
295,000	272,900	272,600	266,700	266,400	249,400	239,000	218,200	218,200	218,200	218,200
304,700	281,800	281,500	275,600	275,300	257,900	247,100	225,500	225,500	225,500	225,500
314,700	290,600	290,300	284,400	284,100	266,400	255,000	232,700	232,700	232,700	232,700
324,200	299,500	299,100	293,200	292,800	275,300	263,000	237,500	237,500	237,500	237,500
333,700	308,400	308,000	302,000	301,600	284,100	271,100	271,100	271,100	271,100	271,100
343,200	317,400	316,700	310,700	310,300	292,800	279,500	279,500	279,500	279,500	279,500
352,700	326,200	325,400	319,400	319,000	301,400	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000
362,100	334,800	334,000	328,000	327,600	309,900	296,400	296,400	296,400	296,400	296,400
371,500	343,500	342,700	336,700	336,300	318,400	304,600	304,600	304,600	304,600	304,600
380,800	352,300	351,400	345,300	344,900	326,700	311,600	311,600	311,600	311,600	311,600
389,600	361,300	360,300	354,200	353,700	335,000	318,400	318,400	318,400	318,400	318,400
398,100	370,100	369,100	363,000	362,400	343,100	325,000	325,000	325,000	325,000	325,000
406,600	378,500	377,300	371,200	370,600	350,900	330,600	330,600	330,600	330,600	330,600
415,000	386,800	385,500	379,400	378,800	358,400	335,200	335,200	335,200	335,200	335,200
423,400	395,000	393,600	387,500	386,900	365,500	343,100	343,100	343,100	343,100	343,100
431,600	403,100	401,600	395,500	394,900	372,500	350,900	350,900	350,900	350,900	350,900
439,400	411,100	409,600	403,500	402,900	379,500	358,400	358,400	358,400	358,400	358,400
446,300	419,000	417,500	411,300	410,600	386,500	365,500	365,500	365,500	365,500	365,500
452,000	426,700	425,200	419,000	418,200	393,500	372,500	372,500	372,500	372,500	372,500
456,700	434,200	432,700	426,500	425,600	400,200	379,500	379,500	379,500	379,500	379,500
461,300	440,300	438,800	432,500	431,600	406,200	386,500	386,500	386,500	386,500	386,500
465,800	445,700	444,200	437,800	436,500	411,500	390,900	390,900	390,900	390,900	390,900
470,300	450,700	449,200	442,800	441,100	416,100	393,500	393,500	393,500	393,500	393,500
474,800	455,300	453,700	447,300	445,600	425,600	400,200	400,200	400,200	400,200	400,200
479,300	459,900	458,300	451,900	450,200	425,600	400,200	400,200	400,200	400,200	400,200
483,900	464,500	462,900	456,500	454,800	430,900	406,500	406,500	406,500	406,500	406,500
488,500	469,000	467,400	461,000	459,300	435,900	411,500	411,500	411,500	411,500	411,500
493,100	473,500	471,900	465,500	463,800	440,200	416,100	416,100	416,100	416,100	416,100
478,100	476,500	474,100	467,500	465,800	442,800	416,100	416,100	416,100	416,100	416,100
482,700	481,100	479,700	471,100	469,400	444,200	419,900	419,900	419,900	419,900	419,900
306,000	296,600	296,300	289,500	285,500	275,400	253,600	253,600	253,600	253,600	253,600

将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将

ける職員は、備考（一）の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとす

額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮し

平成十四年十一月二十日

参議院会議録第七号

## 別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第八条、

職員の区分 号俸	階級	陸	海	將	將	補	1	等	陸	佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉
		海	空	空	將	補	1	等	海	佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉
		俸給月額				俸給月額				俸給月額		俸給月額	
(一)	(二)	(一)	(二)	(三)									
1	580,000	円	580,000	488,800	448,600	430,400	380,300	346,600	323,300	278,000	円	円	円
2	644,000		644,000	505,000	462,000	443,400	392,100	357,300	333,900	288,000			
3	713,000		713,000	521,200	475,400	456,500	404,700	369,300	344,500	299,700			
4	793,000		793,000	537,100	488,800	469,600	417,800	380,300	355,500	309,700			
5	854,000		854,000	552,800	502,600	482,500	430,400	392,100	366,600	319,800			
6	917,000		917,000	568,500	516,600	494,900	443,300	404,700	377,700	330,000			
7	1,003,000		1,003,000	583,900	531,200	506,800	456,400	416,200	389,000	340,100			
8	1,082,000			598,700	545,900	517,300	469,500	427,700	400,300	350,300			
9	1,160,000			613,400	560,600	527,800	482,300	438,900	411,300	360,300			
10	1,242,000			625,000	574,200	538,300	494,100	450,000	422,100	370,400			
11	1,317,000			633,600	587,200	548,800	504,700	460,900	432,900	380,100			
12				642,200	599,700	558,800	514,500	471,800	443,400	389,500			
13				650,800	608,900	567,300	523,900	482,500	453,800	398,700			
14				659,400	614,900	575,200	530,500	493,000	464,200	407,700			
15				621,000	580,400	537,300	502,700	474,400	416,700				
再任用職員以外の職員	16			627,100	585,500	542,600	511,800	480,800	425,500				
17					590,600	547,900	518,300	486,700	434,100				
18					595,700	552,900	524,900	491,400	442,400				
19					600,800	557,900	530,100	496,100	449,900				
20					562,900	535,200	500,900	456,000					
21						567,800	540,100	505,500	461,200				
22						572,700	545,000	510,200	465,700				
23						577,600	549,900	514,900	470,200				
24							554,800	519,800	474,700				
25							559,700	524,700	479,200				
26								564,600	529,600	483,700			
27									534,500	488,200			
28										492,700			
29										497,200			
30										501,800			
31													
32													
33													
34													
35													
再任用職員		—	—	527,900	489,600	468,900	424,600	395,900	371,100	329,400			

備考 (一) 統合幕僚會議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸補の(二) 欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一) 欄に定める額の俸給の支給を受ける。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一) 欄又は(二) 欄に定めて、政令で定める。

**第一条 防衛厅の職員の給与等に関する法律の一  
部を次のように改正する。**

第二十五条第三項中「百分の二十一」を「百分の百五十五」とし、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。(俸給の切替え)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級防衛厅の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。)第四条第三項に規定する特定任期付職員並びに同条第四項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員(次項及び附則第四項において「特定任期付職員等」という。)あつては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百一十五号)第七条第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項若しくは第二項の俸給表をいう。

3 前項の規定により施行日ににおける俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員(特定任期付職員等を除く。)に対する施行日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年改正法附則第十三条第一項において「平成十年改正法」という。)附則第十項から第十二項までの規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

4 施行日の前日において職務の級又は階級の最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに同日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の新俸給月額は、内閣府令で定める。

5 施行日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

俸給による額とする。

(旧俸給月額を受けた期間の通算)

3 前項の規定により施行日ににおける俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員(特定任期付職員等を除く。)に対する施行日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年改正法附則第十三条第一項において「平成十年改正法」という。)附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

4 附則第一項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けた俸給月額は、第一条の規定による改正前の法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

5 附則第一項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關する事項は、政令で定める。

6 附則第一項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關する事項は、政令によつて要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月十九日  
審査報告書  
古物営業法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月十九日

参議院議長 倉田 寛之殿  
内閣委員長 小川 敏夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、古物競りあつせん業に關し、届出、申告その他の遵守事項、中止命令及び業務の実施の方法の認定に関する規定を新設するとともに、ホームページを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備する等の必要な措置を講ずるものであつて、おむね妥当な措置と認める。

7 法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項又は第二十五条第三項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十四年法律第号附則第五項及び第六項の規定の適用については、同法附則第五項各号中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び當外手当(防衛厅の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項に規定する学生にあつては、学生手当」と、同法附則第六項中「防衛厅の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項に規定する学生にあつては、学生手当」と、同法附則第六項中「勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当並びに防衛厅の職員等」とあるのは「一般職の職員の給与等に関する法律」と、「防衛厅職員等」とあるのは「一般職職員等」とす

る。

(特例一時金に関する経過措置)

8 平成十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に退職した法第二十七条の二に規定する若年定年退職者についての法第二十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当並びに防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第号)第一項の規定による改正前の附則第五項に規定する特例一時金」

(政令への委任)

附則第一項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關する事項は、政令で定める。

平成十四年十一月十九日

審査報告書

古物営業法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月十九日

参議院議長 倉田 寛之殿  
内閣委員長 小川 敏夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、古物競りあつせん業に關し、届出、申告その他の遵守事項、中止命令及び業務の実施の方法の認定に関する規定を新設するとともに、ホームページを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備する等の必要な措置を講ずるものであつて、おむね妥当な措置と認める。

9 附則第一項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關する事項は、政令で定める。

本法律施行のため、別に費用を要しない。

10 古物営業法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出 本院継続審査)右の内閣提出案は本院において可決した。

平成十四年十一月十九日  
平成十四年十一月十九日  
参議院議長 倉田 寛之殿  
衆議院議長 綿貫 民輔



他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録であつて、これら的情報についてその者による電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいい、当該電子署名について同法第四条第一項又は第十五条第一項の認定を受けた者により同法第二条第二項に規定する証明がされるものに限る。)が行われているもののが受け取ること。

四 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずる措置として国家公安委員会規則で定めるものに規定する措置をとることを要しない。

五 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項に規定する措置をとることを要しない。

六 第十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

七 前項の規定にかかる古物に係る取引は、金額未満である取引をする場合特に前項に規定する措置をとるべきものとして國家公安委員会規則で定める古物に係る取引とする場合を除く。

八 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受ける場合

第十六条中「(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)を削り、同条ただし書中「前条第一項各号」を「前条第二項各号」に改め、同条第五号中「確認をしたときは、その方法」を「とつた措置の区分(同項第一号及び第四号に掲げる措置にあつては、その区分及び方法)」に改め、同条第六号を削る。

六十九条第一項中「道府県警察本部長」を「若しくは道府県警察本部長」に改め、「警察署長」の下に「(以下「警察本部長等」という。)を、「品触れ」の下に「書面により」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「規定により発せられた」を加え、「そぞの品觸書」を「当該品触れに係る書面」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「又は」の下に「第一項若しくは」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 警察本部長等は、第一項の品触れを、書面により発することに代えて、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて「国家公安委員会規則で定めるものにより発する」ことができる。

四 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る電磁的方法による記録を到達の日から六月間保存しなければならない。

五 第二十一条中「盗品又は遺失物」を「盗品等」に、「警察署長」を「警察本部長等」に改める。

六 第二章の次に次の二章を加える。

第三章の二 古物競りあつせん業者の遵守  
(相手方の確認)

第一十二条の二 古物競りあつせん業者は、古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けようとするときは、その相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努めなければならぬ。

(申告)

第一十二条の三 古物競りあつせん業者は、あつせんの相手方が売却しようとする古物について、盜品等の疑いがあると認めるときは、直ち

に、警察官にその旨を申告しなければならない方法をいう。以下同じ。)による記録であつて、これら的情報についてその者による電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいい、当該電子署名について同法第四条第一項又は第十五条第一項の認定を受けた者により同法第二条第二項に規定する証明がされるものに限る。)が行われているもののが受け取ること。

四 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずる措置として国家公安委員会規則で定めるものに規定する措置をとることを要しない。

五 前項の規定にかかる古物に係る取引は、金額未満である取引をする場合特に前項に規定する措置をとるべきものとして國家公安委員会規則で定める古物に係る取引とする場合を除く。

六 第十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

七 前項の規定にかかる古物に係る取引は、金額未満である取引をする場合特に前項に規定する措置をとるべきものとして國家公安委員会規則で定める古物に係る取引とする場合を除く。

八 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受ける場合

第十六条中「(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)を削り、同条ただし書中「前条第一項各号」を「前条第二項各号」に改め、同条第五号中「確認をしたときは、その方法」を「とつた措置の区分(同項第一号及び第四号に掲げる措置にあつては、その区分及び方法)」に改め、同条第六号を削る。

六十九条第一項中「道府県警察本部長」を「若しくは道府県警察本部長」に改め、「警察署長」の下に「(以下「警察本部長等」という。)を、「品触れ」の下に「書面により」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「規定により発せられた」を加え、「そぞの品觸書」を「当該品触れに係る書面」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「又は」の下に「第一項若しくは」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 警察本部長等は、第一項の品触れを、書面により発することに代えて、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて「国家公安委員会規則で定めるものにより発する」ことができる。

四 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る電磁的方法による記録を到達の日から六月間保存しなければならない。

五 第二十一条中「盗品又は遺失物」を「盗品等」に、「警察署長」を「警察本部長等」に改める。

六 第二章の次に次の二章を加える。

第三章の二 古物競りあつせん業者の遵守  
(相手方の確認)

第一十二条の二 古物競りあつせん業者は、古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けようとするときは、その相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努めなければならぬ。

(申告)

第一十二条の三 古物競りあつせん業者は、あつせんの相手方が売却しようとする古物について、盜品等の疑いがあると認めるときは、直ち

に、警察官にその旨を申告しなければならない。

四 第二十二条の四 古物競りあつせん業者は、古物の売買をしようとする者のあつせんを行つたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、書面又は電磁的方法による記録の作成及び保存に努めなければならない。

五 第二十二条の五 古物競りあつせん業者は、その業務の実施の方法が、国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて、公安委員会の認定を受けることができる。

六 第二十二条の六 第二十二条の五に規定する前項の認定を受けた古物競りあつせん業者は、その業務の実施の方法が、国家公安委員会規則で定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて、公安委員会の認定を受けた古物競りあつせん業者に、「盗品又は遺失物」を「盗品等」に改め、同条第一項及び第二項に規定する場合を除く。」

七 第二十二条の七 古物競りあつせん業者のあつせんの相手方が売却しようとする古物について、盜品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長等は、当該古物競りあつせん業者に対し、当該古物に係る競りを中止することを命ぜることができる。

八 第二十二条の八 古物競りあつせん業者は、古物の売買をしようとする者のあつせんを行つたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、書面又は電磁的方法による記録の作成及び保存に努めなければならない。

官報(号外)

第三十七条中「第十九条第三項又は第四項を  
第十九条第五項又は第六項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、第十五条第一項の改正規  
定、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項  
の次に一項を加える改正規定、第十六条の改正  
規定並びに第二十二条第一項及び第二項の改正  
規定(「警察官」を改める部分に限る)は、公布  
の日から起算して六月を超えない範囲内におい  
て政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の古物営業法  
第十条の規定によりされた届出は、改正後の古  
物営業法(以下「新法」という)第十条第一項又  
は第二項の規定によりされた届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に古物競りあつせ  
ん業をやんでいる者に対する新法第十条の第二  
項の規定の適用については、同項中「営業  
開始の日から二週間以内に」とあるのは、「古  
物営業法の一部を改正する法律(平成十四年法  
律第  
号)の施行の日から二月を経過する  
日まで」とする。

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定す  
る改正規定については、当該改正規定)の施行  
前にした行為に対する罰則の適用については、  
なお従前の例による。

審査報告書  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律  
の一部を改正する法律案

平成十四年十一月二十日 参議院会議録第七号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月二十日

議院運営委員長 山崎 正昭

参議院議長 倉田 寛之殿

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、第十五条第一項の改正規  
定、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項  
の次に一項を加える改正規定、第十六条の改正  
規定並びに第二十二条第一項及び第二項の改正  
規定(「警察官」を改める部分に限る)は、公布  
の日から起算して六月を超えない範囲内におい  
て政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の古物営業法  
第十条の規定によりされた届出は、改正後の古  
物営業法(以下「新法」という)第十条第一項又  
は第二項の規定によりされた届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に古物競りあつせ  
ん業をやんでいる者に対する新法第十条の第二  
項の規定の適用については、同項中「営業  
開始の日から二週間以内に」とあるのは、「古  
物営業法の一部を改正する法律(平成十四年法  
律第  
号)の施行の日から二月を経過する  
日まで」とする。

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定す  
る改正規定については、当該改正規定)の施行  
前にした行為に対する罰則の適用については、  
なお従前の例による。

審査報告書  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律  
の一部を改正する法律案

平成十四年十一月二十日 参議院会議録第七号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

ぞれ特別職の職員の給与に関する法律及び二千  
五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨  
時措置法の一部を改正する法律(平成十四年法  
律第  
号)第一条の規定による改正前の特

別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げ  
る内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額、國  
務大臣の俸給月額に相当する金額及び大臣政務

官の俸給月額に相当する金額に改める。

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する  
法律の一部を次のように改正する。

第三条 第十二条の二第一項中「三月一日」を削る。  
第十二条の三中「一月十六日から二月末日ま  
での間、」及び「三月一日」を削る。

第四条 第十四条の四中「二月一日から五月十五日ま  
での間、」を削り、「二月十五日」を「五月十五日」  
に改め、「三月一日」を削る。

第五条 第十一条の四中「二月一日から五月十五日ま  
での間、」を削る。

第六条 第十二条の二第一項中「三月一日」を削る。

第七条 第十二条の三中「一月十六日から二月末日ま  
での間、」及び「三月一日」を削る。

第八条 第十四条の四中「二月一日から五月十五日ま  
での間、」を削り、「二月十五日」を「五月十五日」  
に改め、「三月一日」を削る。

第九条 第十二条の二第一項中「三月一日」を削る。

第十条 第十二条の三中「一月十六日から二月末日ま  
での間、」及び「三月一日」を削る。

第十一条 第十四条の四中「二月一日から五月十五日ま  
での間、」を削り、「二月十五日」を「五月十五日」  
に改め、「三月一日」を削る。

第十二条 第十二条の二第一項中「三月一日」を削る。

第十三条 第十二条の三中「一月十六日から二月末日ま  
での間、」及び「三月一日」を削る。

第十四条 第十四条の四中「二月一日から五月十五日ま  
での間、」を削り、「二月十五日」を「五月十五日」  
に改め、「三月一日」を削る。

第十五条 第十二条の二第一項中「三月一日」を削る。

第十六条 第十二条の三中「一月十六日から二月末日ま  
での間、」及び「三月一日」を削る。

第十七条 第十四条の四中「二月一日から五月十五日ま  
での間、」を削り、「二月十五日」を「五月十五日」  
に改め、「三月一日」を削る。

第十八条 第十二条の二第一項中「三月一日」を削る。

第十九条 第十二条の三中「一月十六日から二月末日ま  
での間、」及び「三月一日」を削る。

第二十条 第十四条の四中「二月一日から五月十五日ま  
での間、」を削り、「二月十五日」を「五月十五日」  
に改め、「三月一日」を削る。

第二十一条 第十二条の二第一項中「三月一日」を削る。

第二十二条 第十二条の三中「一月十六日から二月末日ま  
での間、」及び「三月一日」を削る。

第二十三条 第十四条の四中「二月一日から五月十五日ま  
での間、」を削り、「二月十五日」を「五月十五日」  
に改め、「三月一日」を削る。

第二十四条 第十二条の二第一項中「三月一日」を削る。

第二十五条 第十二条の三中「一月十六日から二月末日ま  
での間、」及び「三月一日」を削る。

第二十六条 第十四条の四中「二月一日から五月十五日ま  
での間、」を削り、「二月十五日」を「五月十五日」  
に改め、「三月一日」を削る。

に伴い、国会議員の秘書の給料月額の改定等を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部  
を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十四年十一月十四日

参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 綿貫 民輔

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一  
部を改正する法律

第一條 国会議員の秘書の給与等に関する法律の  
(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように  
改正する。

附則第二十二条第一項から第二十四項までを削る。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。  
別表第一(第二条関係)

附則第一(第二条関係)

級	号給	給 料 月 額
一	一	三七一、五〇〇円
二	二	三九三、三〇〇円
三	三	四五五、八〇〇円
四	四	四六七、五〇〇円
五	五	四七九、二〇〇円
六	六	四九〇、八〇〇円
七	七	五〇一、五〇〇円
八	八	五一四、二〇〇円
九	九	五二五、九〇〇円
十	十	五三三、七〇〇円
十一	十一	五四一、五〇〇円
十二	十二	五〇〇円

審査報告書  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律  
の一部を改正する法律案

平成十四年十一月二十日 参議院会議録第七号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案



官 報 (号 外)

平成十四年十一月三十日

參議院會議錄第七號

投票者氏名

(衆議院送付)  
賛成者氏名

日程第四 古物営業法の一部を改正する法律案  
(第百五十四回国会内閣提出、第百五五回国会)

阿南  
一成君

阿部 正俊君  
一四二名

反對者田名

松山口那津男君あきら君  
山本香苗君山本  
渡辺孝男君大江康弘君  
田村秀昭君田村  
西川きよし君平野達男君  
松岡満壽男君大渕正和君  
田嶋絢子君山本  
本岡昭次君

森本 森本 晃司君  
山下 栄一君  
山本 保君  
岩本 荘太君  
田名部 匠省君  
西岡 武夫君  
平野 貞夫君  
広野 ただし君  
森 ゆうこ君  
渡辺 秀央君  
黒岩 宇洋君  
中村 敦夫君

愛知 治郎君  
正吾君  
治子君  
一朗君  
國臣君  
公成君  
浩美君  
岩永  
上野  
小野  
大島  
扇  
加藤 紀文君  
慶久君  
千景君  
景山俊太郎君  
片山虎之助君

野沢 太三君  
西銘順志郎君  
南野知惠子君  
服部三男雄次君  
日出 英輔君  
藤井 基之君  
真鍋 賢二君  
松谷蒼一郎君  
松村 龍二君  
三浦 一水君  
宮崎 秀樹君  
松村 次夫君  
森山 裕君  
森田 次夫君  
山崎 俊夫君  
山内 正昭君  
吉田 大介君  
若林 博美君  
荒木 清寛君  
風間 善彦君  
木庭健太郎君  
一良君  
訓弘君  
遠山 清彦君  
浜四津敏子君  
福本 潤一君  
森本 晃司君  
山下 栄一君  
山本 保君  
岩本 庄太君  
田名部匡省君  
西岡 武夫君  
平野 貞夫君

野間	西田 吉宏君
橋本	聖子君
林	芳正君
福島	啓史郎君
落合	三藏君
坂	保坂
舛添	要一君
松田	岩天君
溝手	松田
森下	政司君
森元	顯正君
矢野	博之君
山崎	恒雄君
山下	哲朗君
山本	太郎君
吉村剛	力君
脇	英利君
魚住裕	一郎君
草川	昭三君
沢	たまき君
高野	博師君
鶴岡	洋君
浜田卓二郎君	
日笠	勝之君
松	あきら君
山本	山口那津男君
香苗君	
渡辺	孝男君
大江	康弘君
西川きよし君	
平野	達男君
高橋紀世子君	
西川きよし君	

反対者氏名

広野ただし君  
森 ゆうこ君

松岡滿壽男君  
渡辺秀央君

## 官報(号外)

平成十四年十一月二十日

参議院会議録第七号

投票者氏名

賛成者氏名	市田 忠義君	大沢 辰美君	小池 晃君	西山登紀子君	八田ひろ子君	宮本 岳志君	吉川 春子君	田村 秀昭君	大田 昌秀君	渕上 貞雄君	田嶋 韶子君	吉岡 春子君	林 煙野	島袋 富樺	小泉 紙	岩佐 恵美君		
	大門実紀史君	西山登紀子君	八田ひろ子君	宮本 岳志君	吉川 春子君	田村 秀昭君	大田 昌秀君	渕上 貞雄君	田嶋 韶子君	吉岡 春子君	林 煙野	島袋 富樺	小泉 紙	岩佐 恵美君	大沢 辰美君			
一部を改正する法律案(衆議院提出)	阿南 一成君	愛知 正治郎君	荒井 一朗君	市川 一朗君	岩井 国臣君	岩永 浩美君	上野 公成君	小野 清子君	大島 慶久君	扇 千景君	加藤 紀文君	景山俊太郎君	岸 河本	金田 加納	柏村 加治屋人君	河本 宏一君		
	阿部 正俊君	青木 幹雄君	入澤 泉	岩城 上杉	岩井 尾辻	魚住 光弘君	大野 つや子君	小野 清子君	大島 慶久君	扇 千景君	加藤 紀文君	片山虎之助君	阿南 一成君	阿部 正俊君	青木 幹雄君	入澤 泉		
二二六名	佐藤 泰三君	斎藤 十朗君	佐々木知子君	佐藤 泰三君	斎藤 十朗君	佐々木知子君	佐藤 泰三君	斎藤 十朗君	佐藤 泰三君	斎藤 十朗君	佐々木知子君	佐藤 泰三君	斎藤 十朗君	佐藤 泰三君	斎藤 十朗君	佐藤 泰三君		
	吉典君	君枝君	智子君	吉典君	君枝君	智子君	吉典君	君枝君	吉典君	君枝君	智子君	吉典君	君枝君	智子君	吉典君	君枝君		
久世 国井	北岡 秀二君	齊藤 滋宣君	近藤 昭郎君	小林 剛君	吉井 正幸君	國井 久世	国井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	
	齊藤 滋宣君	佐藤 昭君	近藤 昭郎君	小林 剛君	吉井 久世	國井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	
正幸君	北岡 秀二君	齊藤 滋宣君	近藤 昭郎君	小林 剛君	吉井 久世	國井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	
	齊藤 滋宣君	佐藤 昭君	近藤 昭郎君	小林 剛君	吉井 久世	國井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	吉井 久世	
公義君	山本 一太君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	
	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	吉田 英利君	
正俊君	山下 博美君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	
	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	
正俊君	山下 博美君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	
	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	
正昭君	山下 博美君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	
	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	吉田 善彦君	
裕君	草川 魚住裕一郎君	草川 藥科	草川 築瀬	草川 円	草川 本田	草川 藤原	草川 福山	草川 平田	草川 角田	草川 千葉	草川 高嶋	草川 横田	草川 佐藤	草川 大塚	草川 江本	草川 山下	草川 山下	
	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君	昭三君
裕君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	
	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君	次夫君
裕君	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	森山 森	
	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君
裕君	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	吉田 風間	
	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	正昭君
反対者氏名	渡辺 秀央君	森 ゆうこ君	大江 康弘君	田村 秀昭君	平野 貞夫君	広野ただし君	吉川 春子君	宮本 岳志君	高橋紀世子君	八田ひろ子君	大門実紀史君	西山登紀子君	吉川 春子君	宮本 岳志君	高野 博師君	澤 たまき君	白浜 一良君	
	木庭健太郎君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君
反対者氏名	渡辺 秀央君	森 ゆうこ君	大江 康弘君	田村 秀昭君	平野 貞夫君	広野ただし君	吉川 春子君	宮本 岳志君	高橋紀世子君	八田ひろ子君	大門実紀史君	西山登紀子君	吉川 春子君	宮本 岳志君	高野 博師君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君	
	木庭健太郎君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君	秀樹君
反対者氏名	木庭健太郎君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君	正和君
	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	山本 正和君	

## 官報(号外)

平成十四年十一月二十日 参議院会議録第七号

投票者氏名

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改  
正する法律案(衆議院提出)  
賛成者氏名

阿南 一成君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

有村 治子君

市川 一朗君

岩井 國臣君

岩永 浩美君

上野 公成君

大島 廉久君

小野 千景君

片山虎之助君

佐藤 紀文君

鶴保 廣介君

中島 義雄君

西田 吉宏君

野上浩太郎君

南野知恵子君

服部三男雄君

福島啓史郎君

保坂 三藏君

松田 岩夫君

藤井 真鍋

林 賢二君

野沢 太三君

太田 健二君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

仲道 俊哉君

西銘順志郎君

野沢 太三君

羽田雄一郎君

直嶋 正行君

千葉 景子君

谷 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君

常田 千秋君

谷林 正昭君

角田 博之君

高嶋 良充君

櫻井 充君

内藤 ルシ

信田 ルシ

高橋 審君

中島 啓雄君